

**組織再編成に係る相続税・贈与税の租税回避
をめぐる諸問題**

森 田 哲 也

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

組織再編税制は、主に大企業の競争力強化を目的とする合併、株式交換等の組織再編成の税制面での支援を目的として創設・拡充されてきたが、近年は、中小企業が相続税又は贈与税対策で組織再編成を利用する事例が増え、特に株式の評価額引下げを目的とする事例が目立っている。それらの事例に対しては、いわゆる評価通達⁶が適用される事件も見受けられるが、その適用に対しては納税者の予測可能性等が問題視され、租税回避に対しては通達の規定ではなく法令の規定により対応すべきとの批判も多い。そのため、組織再編成を利用した租税回避が行われた事例については、組織再編成に係る行為計算否認規定により対処しなければならない時期に来ているものと考えられる。本研究は、いわゆるヤフー事件最高裁判決で示された法人税法 132 条の 2 の判断基準を参考に、組織再編成事例に対し相続税法 64 条 4 項の当てはめを行う等、組織再編成にかかる相続税及び贈与税の問題点について一定の検討を行ったものである。

2 研究の内容

（1）組織再編成に係る相続税及び贈与税についての関係規定

平成 13 年度税制改正においては、企業組織法の大幅な緩和に伴って、組織再編成の形態や方法は相当に多様となっており、組織再編成を利用する複雑、かつ、巧妙な租税回避行為が増加する恐れがあった。そこで、それらに対しても適正な課税を行うことができるように、法人税法、所得税法、相続税法において、租税回避の手段を限定しない一般的な租税回避防止規定が創設された。

平成 22 年度税制改正において、法人税法では、実質的な資産に対する支配の継続性や円滑な経営資源配置の観点も踏まえグループ法人税制が導入された。グループ法人税制の規定のうち、寄附金の損金不算入（法人

税法 37 条②) 及び受贈益 (同法 25 条の 2 ①) の規定は、個人による完全支配関係にある法人間の寄附をその適用範囲から除外している。これは、親が株式の 100%を保有する法人から子が株式の 100%を保有する法人への寄附について損金不算入かつ益金不算入とすると、親から子で経済的価値の移転が無税で行われることになり、相続税等の回避に利用される恐れが強いことを理由とする。

また、令和元年会社法改正により、株式交付の制度が新設された。株式交付は、他の組織再編成と異なり自由度が高いため租税回避的な利用が懸念される。そこで、株式交付の実態を把握するための一つ的手段として、株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする書類の提出が義務付けられている。

財産評価基本通達においては、取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合において、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産等がある場合には、その現物出資等の時のその現物出資等受入れ資産の相続税評価額と受け入れ価額との差額に対する法人税額等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととしている (評価通達 186-2)。この規定は、適正な時価算定及び課税の公平の観点から設けられたものであり、現物出資、合併等の組織再編成を行うにあたり、評価会社が受け入れる不動産や株式の価格の適正な評価、合併比率や株式交換比率の適正な算定を行うことにより、相続税法の時価として取引相場のない株式等の適正な価額を求めようとするものである。その他、累積的法人税額控除の排除 (評価通達 186-3)、設立後 3 年以内の会社の評価 (評価通達 189) など、組織再編成による株式評価額の引き下げ行為に対応する規定はあるものの、組織再編税制及びグループ法人税制の創設により従来は想定されていなかった方法による株式評価額の引下げが容易に、かつ、無税で行えるようになってきている。

そのような株式評価額の操作に対しては、評価通達 6 項が予防的な役割を果たすことになるが、その対応には限界があるといえる。

(2) 資産管理会社に係る評価通達 6 項の適用

最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決は、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」と判示した。そして、通達評価額と鑑定評価額との間に大きなかい離があることをもって、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」ということはできないとした。その上で、納税者が、租税負担軽減の意図をもって行った行為により、他の納税者の間に看過し難い不均衡を生じさせる場合には、実質的な租税負担の公平に反するというべきであると判示した。

本判決は、過去の裁判事件の判決が通達を介して課税処分の審査をしていることに対し、平等原則の観点から評価通達 6 項の適用の可否を判断しているといえる。また、「租税回避型」に分類される評価通達 6 項事件においては、租税回避や節税の存在は、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合の判定を行うために考慮すべき要因であることが本判決によって示されたものと考えられる。

(3) 資産管理会社におけるみなし贈与課税等

合併、株式交換等の組織再編成を利用して相続税及び贈与税の負担を減少させる方法には、時価によらない不公平な価格により合併比率、交換比率等を算定して、交付する株式の数量、価格等を決定することにより、株主間で持ち分価値の移転を図る方法と組織再編成により株式評価額引き下げ後に株式の贈与を行う方法がある。相続税法 9 条の対象となるのは前者であり、後者については相続税法 64 条の適用が想定される。

相続税法 9 条の適用においては、時価の算定が非常に重要であるが、企業価値の評価方法には多種多様なものがあることから、資産管理会社が組織再編成を行う場合、どのようにその企業価値を評価すべきかについては、

明確な考えは示されていない。そこで、相続税法 9 条の適用の検討にあたり、合併比率等が公平であるかの判断にあたっては、まず、独立当事者間の取引に比肩しうような公正な手続を経て組織再編成が行われているか否かを判断するべきであろう。そして、その決定された合併比率等に疑義が認められる場合には、組織再編成が、会社間の行為であることから、評価通達による評価ではなく、法人税法基本通達の規定に即して、当事会社の「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により算定した比率との間にどの程度の乖離があるかを審査することが合理的な方法であると考ええる。

相続税法 9 条の適用がある場合に注意すべき事項として、組織再編成の一連の行為のなかで、会社の規模、業務内容といった会社の実態や、配当金額、資産額といった評価通達の類似業種比準方式における比準要素に顕著な変化がある場合には、類似業種比準方式による評価は適正な時価の算定するにふさわしい方法ではないこと、組織再編成により受けた経済的利益を算定するにあたり株式の評価する際には、評価通達 6 項の適用が認められることを挙げることができる。

評価通達 6 項は、現実の法律関係を基礎としつつ、評価通達を形式的に適用することが著しく不相当である場合に適用される。これに対し、相続税法 64 条は、現実の法律関係を基礎とする限り、それを前提として財産評価を行うと税負担が不当に減少する場面に適用されることから、両者の適用範囲は異なるものと考えられる。また、相続税法 9 条は、贈与には該当しないが、株主間の利益の移転をもたらす行為がある場合に適用されるため、株式の評価額を引き下げる行為の後に、株式を贈与するケースでは機能しない。そういった場合には、相続税法 64 条 1 項の適用が必要とされるであろう。しかし、複数の行為を一連の行為として一体的にとらえること、一連の行為全体について経済的合理性の欠如を立証することは困難が伴うものであるといえるため、組織再編成が行われた事例においては、相続税法 64 条 4 項が重要な役割を果たすものと考えられる。

(4) 組織再編成における相続税法の行為計算否認規定

相続税法 64 条 4 項は、企業組織法制の大幅な緩和に伴って組織再編成の形態や方法が相当に多様となり、組織再編成を利用する複雑かつ巧妙な租税回避行為が増加するおそれがあったことから法人税法 132 条の 2 とともに新たに創設された規定である。組織再編成は、必ずしも一般的な取引慣行や取引相場があるわけではなく、その不当性について従来の経済合理性基準に基づき判断することが困難であるといえる。

相続税法 64 条 4 項が同条 1 項の従来の不当の解釈では対応できない新たな租税回避行為に対応するために創設されたという立法の経緯と趣旨から、同条 4 項の「不当」は同条 1 項とは異なり、法人税法 132 条の 2 と同様に、組織再編成に係る租税法の規定をその趣旨に反し相続税の租税回避手段として濫用したかどうかにより判断すべきである。相続税法 64 条 1 項の「不当」との解釈に相違が生じたとしても、法人税法の場合と同様、創設の背景及び趣旨から特に問題とならないものとする。

相続税法 64 条 4 項適用の効果としての引き直し計算について、例えば、法人税法 132 条の 2 の適用が認められた事例において子会社間の欠損金の引継ぎが否認された会社の親会社の株式が相続税の評価の対象となった場合、当該株式の評価においては子会社同士の欠損金の引継ぎがないものとして株式を再評価する方法が考えられる。問題となるのは、組織再編成により課税を受けることなく、親子会社間で財産や事業を移転することにより株式の評価が下げられた場合の引き直しの方法である。このように課税減免規定など、税法固有のルール(評価通達の定めを含む。)を適用する(回避する)がために、ある行為がなされたような場合は、正常な行為計算を観念し得ないケースに該当するものと考えられる。

このような場合には、規定の濫用がなかったものとして、すなわち、会社間の資産移転がなかったものとして評価する方法が考えられる。

目 次

はじめに	380
第 1 章 組織再編成に係る相続税及び贈与税についての関係規定	382
第 1 節 組織再編成税制における関係規定	382
1 組織再編成税制に係る行為計算の否認規定の創設	382
2 株式交付制度	383
第 2 節 グループ法人税制における関係規定	385
第 3 節 組織再編成に係る財産評価基本通達の規定	386
1 低額な資産又は株式の受け入れに対する規定	387
2 累積的法人税額控除の排除規定	388
3 設立後 3 年内の会社の評価	388
4 評価通達 6	389
5 小括	390
第 2 章 資産管理会社に係る評価通達 6 の適用	391
1 評価通達 6 の意義及び趣旨	391
2 評価通達 6 に規定する「著しく不相当」の判断基準	392
3 評価通達 6 項と租税回避	393
4 最高裁が示した評価通達 6 項の判断基準	394
5 資産管理会社の株式等に係る評価通達 6 項事案	400
6 小括	412
第 3 章 組織再編成に係るみなし贈与課税等	414
1 組織再編成における相続税法 9 条の適用	415
2 相続税法 64 条 1 項の適用	430
3 小括	437
第 4 章 組織再編成における相続税法の行為計算否認規定	439
第 1 節 相続税法 64 条 4 項の意義	439
1 相続税法 64 条 4 項の意義	439
2 相続税法 64 条 4 項の趣旨	439

3 適用場面	441
第 2 節 適用要件	444
1 行為の主体となる法人	444
2 合併等をした法人等の行為又は計算	446
3 「不当」に減少させるの意義	447
4 適用の効果	454
第 3 節 相続税法 64 条 4 項の具体的適用	458
1 事例の概要	459
2 相続税法 64 条 4 項の要件へのあてはめ	460
3 引き直し計算	462
結びに代えて—今後の課題	463

はじめに

1 問題の所在

組織再編税制は、主に大企業の競争力強化を目的とする組織再編法の整備に伴い、税制面での支援を目的として平成 13 年に創設、その後拡充されてきた。そして、近年では、中小企業が事業承継又は相続税対策を目的として組織再編成を行う事例が増えている。

そのような事例のうち、相続税の負担軽減のため株式の評価額を引き下げ的手段として組織再編成を行った資産管理会社に対して、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）6 項が適用された事例が散見されるようになってきている。しかし、組織再編税制創設時には、組織再編成の行為計算否認規定が設けられており、租税回避的な行為に対しては法令の規定により対応すべきであるとの批判がある。

2 資産管理会社の意義

個人のために不動産や株式等の資産を管理運用する会社、いわゆる資産管理会社は、不動産所得や配当所得に対する累進税率適用を回避するため、評価通達の規定を利用した株式等評価額の引き下げによる遺産総額圧縮のためなど、所得税及び相続税の節税を目的として利用されてきた。

そのような資産管理会社については、事業承継税制は、預金・株式等の特定の資産の帳簿価格の合計額が総資産の帳簿価格に占める割合が 100 分の 70 以上の会社を資産保有型会社と定義し納税猶予の対象外とし、評価通達は、総資産額に占める株式等の特定の資産の割合が 100 分の 50 以上の会社を株式等保有特定会社又は土地保有特定会社と定義し、その株式等の評価方法として類似業種比準方式の対象外として純資産方式で行うこととするなど、他の事業を行うことを目的とする会社とは区別し、優遇規定の対象外とされている。

近年では、中小企業に分類されながらも巨額の資産を運用する資産管理会

社が存在し⁽¹⁾それらの会社は、組織再編税制やグループ法人税制の整備により、上記のような規定の適用を容易に免れることが可能になっている。本稿はこのような資産管理会社が組織再編成を行った場合に生じる相続税及び贈与税の問題について検討を行うものである。

3 本稿の構成

本稿では、資産管理会社における組織再編成を利用した相続税及び贈与税の負担を減少させる行為に対する相続税法の規定の適用について検討を行うことを目的とする。具体的には、まず、第 1 章において、現行の組織再編成に係る制度のうち相続税及び贈与税に関する規定を概説する。次に、第 2 章において、資産管理会社において、株式の評価額の引き下げを目的とした行為について、どのような事実認定が行われ評価通達 6 項が適用されているかを確認する。そして、第 3 章において、相続税法 9 条のみなし贈与課税及び同法 64 条 1 項の同族会社等の行為計算否認規定の適用についての考察を行う。最後に、第 4 章において、相続税法 64 条 4 項の組織再編成の行為計算否認規定の適用要件について整理を行い、具体的な事例への当てはめを行い同項の適用可能性を検討することとする。

(1) 令和 4 年 4 月 15 日日経新聞朝刊に、ゲーム会社創業家のファミリーオフィス（個人資産の運用会社）が上場企業の株式を買い集めているとの報道があった。このゲーム会社創業家の資産運用会社は、相続により取得したゲーム会社株をもとに立ち上げられ運用資産は 1,000 億を超えるという。

第 1 章 組織再編成に係る相続税及び贈与税についての関係規定

組織再編税制については、平成 13 年度税制改正における創設以来、数度にわたり改正が行われてきた。法人税法における組織再編税制の改正に対応して、評価通達の規定も改正されてきたが、法人税法の規定にも相続税及び贈与税(以下「相続税等」という。)に配慮された規定が設けられている。相続税等に関連した組織再編成^②に係る規定には次のようなものがある。

第 1 節 組織再編成税制における関係規定

1 組織再編税制に係る行為計算の否認規定の創設

わが国企業の経営環境が変化する中で、企業活力が十分発揮できるよう、商法等において柔軟な企業組織再編成を可能とするための法制等の整備が進められ、商法等の改正が平成 13 年 4 月から施行されることになった。これに対応して平成 13 年度税制改正において、組織再編成により資産の移転を

(2) 組織再編という言葉は会社法自体にはなく、文献によっては、会社法第 5 編に規定されている行為に加え事業譲渡等をも含めて「組織再編」ということもある(田中互『会社法 [第 3 版]』646 頁(東京大学出版会、2021))。また、太田洋弁護士は、組織再編を「一つ以上の株式会社が当事者となって組織的な結合や分離を行う行為、及び株式会社の貸借対照表に直接的な影響が及ぶ資本金のない組織的な変動を伴う行為である」と考え、「新株発行、現物出資、事後設立、事業譲渡、現物配当、組織変更及び解散も、上記の意味における(広義の)「組織再編」に該当すると考えられる」と述べている(太田洋『[第 4 版] M&A・企業組織再編のスキームと税務～M&A を巡る戦略的プランニング最先端～』(大蔵財務協会、2019))。他方、法人税法においては、組織再編等について定める会社法第 5 編に定められていない現物分配も、組織再編税制の一類型として整理していることから(法人税法 62 条の 5)、会社法と法人税法とは「組織再編」の考え方が異なっていると考えられる(小山宏「第 2 章 法人税における財産評価の今日的問題～組織再編に関連して」日税研論集 68 号「租税法における財産評価の今日的理論問題」38 頁(日本税務研究センター、2016))。

本稿における組織再編成の行為は、法人税法 132 条の 2 及び相続税法 64 条 4 項に規定される合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換等、株式移転行為をいうものとする。

行った場合にその取引実態に合った課税を行うとともに、現物出資、合併等に係る税制を改め、全体として整合的な考え方に基づいて整備が図られた。しかし、法人税においては、それまで合併や現物出資を利用した租税回避行為⁽³⁾が指摘されていたが、企業組織法の大幅な緩和に伴って、組織再編成の形態や方法は相当に多様となっており、組織再編成を利用する複雑、かつ、巧妙な租税回避行為が増加する恐れがあった。そこで、それらに対しても適正な課税を行うことができるように、法人税法、所得税法、相続税法において、租税回避の手段を限定しない一般的な租税回避防止規定を措置することとされた⁽⁴⁾。相続税法においては、相続税法 64 条 4 項に、組織再編成に係る行為計算否認規定が設けられた。

2 株式交付制度

令和元年会社法改正により、株式交付の制度が新設された⁽⁵⁾。株式交付とは、株式会社（A社）が、他の株式会社（B社）をA社の子会社とするために、B社株主からB社株式を譲り受け、その対価としてA社の株式を交付することをいい、A社側で組織再編手続をとることによってB社株式を現物出資財産とする募集株式発行等の手続をしなくてよいこととするものである⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

(3) 金子宏『租税法〔第24版〕』133頁（弘文堂、2021）は、租税回避とは「私法の形成可能性を異常または変則的な（…）態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減又は排除を図る行為のことである。」と述べている。そして、租税回避には次の2つの類型があるとしている。「1つは、合理的または正当な理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、通常用いられる法形式に対応する税負担の軽減又は排除を図る行為である。」「もう1つは、租税減免規定の趣旨・目的に反するにもかかわらず、私法上の形成可能性を利用して、自己の取引をそれを充足するように仕組み、もって税負担の軽減または排除を図る行為である。この取引の2つの類型は、いずれも、私法上の形成可能性を濫用（abuse; Missbrauch）することによって税負担の軽減・排除を図る行為である。」

(4) 中尾睦ほか『平成13年版 改正税法のすべて』492頁（大蔵財務協会、2001）。

(5) 会社法 774 の 2～774 の 11・816 の 2～816 の 10。

(6) 神田秀樹『会社法〔第22版〕』406頁（弘文社、2020）。

(7) 財務省「令和3年税制改正の解説」376頁

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p3)

株式交付は、①会社法の現物出資に関する規制の対象外とされており、現物出資財産に係る検査薬の調査や募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任に相当する規律の適用がないこと、②申込者のうちいずれの者から株式交付子会社の株式を取得するかを株式交付親会社が決定できること（会社法 774 の 5 ①）など、他の組織再編成と異なり自由度が高いため租税回避的な利用が懸念される。たとえば、適正な時価評価額によらない株式交付を行うことにより、親子会社となる会社の株主間で、株式を通じた経済的利益の移転が可能となる。そこで、株式交付の実態を把握するための一つ的手段として、株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類の提出が義務付けられている（法人税法施行規則 35）⁽⁸⁾。当該書類の提出は、法人税だけでなく相

63-403. pdf) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧) は、「株式交付は、会社法の現物出資に関する規制の対象外とされていますが、株式交付子会社の株主が株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付して株式交付親会社の株式の交付を受ける行為であることから、現物出資の一種であることには変わりないと考えられます。」と述べている。したがって、株式交付は、法人税法 132 条の 2、相続税法 64 条 4 項等の組織再編成における行為計算否認規定の対象となるものと考えられる。

- (8) 法人税法施行規則 35 条（確定申告書の添付書類）

第三十五条 （省略）

一～五 （省略）

六 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し

七 組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又

課税等の租税回避を目的とする株式交付の利用を抑制する目的を持つものと考えることができる。

第 2 節 グループ法人税制における関係規定

平成 22 年度の法人税改正において、実質的な資産に対する支配の継続性や円滑な経営資源再配置の観点も踏まえグループ法人税制が導入された。グループ法人税制の創設の背景として、朝長英樹税理士は「近年、グループを構成する法人においては、一体的な経営が進展しており、法人税制においても、このグループ法人の実態に即した取扱いが求められることとなってきました。この一体的経営の進展という現象は、わが国のグループ法人に広く認められる現象であり、連結納税制度の適用を選択するグループ法人のみが一体的経営を行い、同制度と選択しないグループ法人は一体的経営を行っていない、ということではありません。このため、広く、グループ法人の全体を対象として、各法人の所得の金額や税額の計算等においてグループの一体性を反映した取扱いとするべく、平成 22 年度改正において、さまざまな改正が行われることとなりました。」⁽⁹⁾と述べている。

グループ法人税制の規定のうち相続税等に配慮した規定として、寄附金の損金不算入（法人税法 37 条②）及び受贈益（同法 25 の 2 ①）の規定を挙げることができる。

これらの規定により、完全支配関係がある内国法人間の寄附について支出法人において全額損金不算入とされ、受贈法人において全額益金不算入とされた。しかし、「親が発行済株式の 100%を保有する法人から子が発行済み株式の 100%を保有する法人への寄附について損金不算入かつ益金不算入とすると、親から子へ経済的価値の移転が無税で行われることとなり、相続税・贈与税の

は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）
(以下省略)

(9) 朝長英樹編『グループ法人税制 [第二版]』16 頁（法令出版、2015）。

回避に利用されるおそれが高い」ことから、個人による完全支配関係がある内国法人間の寄附については、この措置の対象外とされている⁽¹⁰⁾。

なお、グループ法人課税については、包括的否認規定がない点について、グループ法人課税等については、取引の相手方は同族会社であるので、同族会社の行為計算の否認規定が適用されることになるので、包括的否認規定は不要と考えられている⁽¹¹⁾。

第 3 節 組織再編成に係る財産評価基本通達の規定

財産評価基本通達における取引所の相場のない株式等にかかる規定の多くは平成 2 年評価通達改正により設けられている。当時、大手上場企業のオーナーやその一族が保有している自社株を、非上場の子会社に移して相続税や贈与税を圧縮する節税策が増加していた⁽¹²⁾。そのため、行き過ぎた節税策を規制し株式等の評価の適正化を図るための改正が行われることとなった。主な内容としては、①純資産価額方式における課税時期前 3 年以内に取得等をした土地建物等についての課税時期における通常の取引価額による評価（評価通達 185）、②評価会社が有する取引相場のない株式等の純資産価額の計算上、評価差額に対する法人税額等相当額の控除の排除（同 186-3）、③株式等保有特定会社等の株式の評価、開業後 3 年未満の会社の株式等の評価（同 189）などである。

現在問題となっている組織再編成を利用した相続税対策は、これらの評価通達の規定の適用を回避し、株式評価額の引き下げを図るものであると言える。取引相場のない株式等に係る評価通達の規定のうち、組織再編成に関わるものとしては、次のものが考えられる。

(10) 財務省「平成 22 年度税制改正の解説」206-207 頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/07_P187_349.pdf) (令和 4 年 6 月 24 日最終確認)。

(11) 武田昌輔編『企業再編の税務』第一法規 6660 頁。

(12) 「株式評価を利用した相続税の節税策に歯止め 国税庁、財産評価基本通達を改正」速報税理第 9 巻第 25 号 5 頁（ぎょうせい、1990）。

1 低額な資産又は株式の受け入れに対する規定

相続又は贈与の対象となった取引相場のない株式等を純資産価額方式で評価する場合において、評価会社の有する資産のなかに、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は株式交換、株式移転若しくは株式交付により著しく低い価額で受け入れた株式（以下、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。）がある場合には、原則として、その現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時のその現物出資等受入れ資産の相続税評価額と受け入れ価額との差額に対する法人税額等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととしている（評価通達 186-2）。

取引相場のない株式等の評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除することとしているのは、個人が財産を直接所有する場合と株式という形態を通じて間接的に支配している場合との差を考慮した相続税課税上の斟酌である。そのため、時価よりも著しく低い価額で資産又は株式の受け入れるという経済的合理性のない行為により恣意的に時価を圧縮している場合までも、その圧縮額に対応する法人税額等相当額の控除を行うことは適当でないといえる⁽¹³⁾。この規定は、平成 2 年に創設され、平成 6 年改正により現物出資が追加されている。平成 6 年改正以前、現物出資した非上場株式の時価と帳簿価額の差額を恣意的に操作することで相続税の負担を図る手法に対しては、評価通達 6 項を適用することとされていた。しかし、個別事案ごとの対応していくことには統一的な取扱いの観点から問題点が指摘されたため、同通達の適用範囲を明確化するために現物出資を追加するという改正が行われた⁽¹⁴⁾。その後、法人税法の改正に伴い、合併、株式交換等の組織再編成の行為が追加される改正が行われている。よって、この規定は、適正な時価算定及び課税の公平の観点から設けられたものであり、現物出資、合併等の組織

(13) 宇野沢貴司編『財産評価基本通達逐条解説』699 頁（大蔵財務協会、2020）。

(14) 「評価会社の区分が資本金から従業員数基準に変更 国税庁、財産評価基本通達の一部を改正、適用は八月一日から」速報税理第 13 巻第 21 号 10 頁（ぎょうせい、1994）。

再編成を行うにあたり、評価会社が受け入れる不動産や株式の価格の適正な評価、合併比率や株式交換比率の適正な算定を行うことにより、相続税法の時価として取引相場のない株式等の適正な価額を求めようとするものと考えられる⁽¹⁵⁾。

2 累積的法人税額控除の排除規定

組織再編税制の整備により、現物出資、会社分割等による子会社設立が容易となったが、評価会社の資産のうち取引相場のない株式があるときの当該株式の 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算に当たっては、186-2（評価差額に対する法人税額等に相当する金額）の定めにより計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないこととされている（評価通達 186-3）。純資産価額方式における法人税額等相当額の控除について、累積的（連鎖的）にできることとなると、評価会社が、子会社、孫会社を作っていくと、その都度、法人税額相当額が控除（評価額の圧縮）され、その評価会社の株式の評価額が限りなく零に近づけることができる。そこで、評価通達 186-3 は法人税額等相当額の控除は累積的（連鎖的）にはできないこととしている。

3 設立後 3 年内の会社の評価

組織再編成（株式交付を除く。）は、大別すると、組織再編成の一方の当事会社がその権利義務または発行する株式を、組織再編成前から存在する他の当事会社に承継させるものと、組織再編成によって新たに会社を設立し、その設立会社に権利義務や株式を移転するものに分類される⁽¹⁶⁾。後者の組織再

(15) 川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方—裁判事例等の分析を中心として—」税大論叢 61 号 310 頁（2009）は、法人税額等に相当する金額を算定するための割合が大きいため、依然として純資産価額方式が租税回避に近い形で利用されていないとは限らないと指摘し、その割合には評価上のしんしゃくという要素がふくまれているのではないかと考えのもと、他の財産の評価とのバランスを考え、割合を 20%又は 30%程度のしんしゃく割合とすることを提言をしている。

(16) 田中・前掲注(2) 646 頁。

編成には、新設合併（会社法 2 条 28 号）、新設分割（同条 30 号）、株式移転（同条 32 号）がある。課税時期において、後者の組織再編成後 3 年未満である新設会社は、評価通達 189（特定の評価会社の株式）（4）イに規定する開業後 3 年未満である評価会社に該当し、類似業種比準方式の適用対象から除外される。類似業種比準方式は、標本会社として採用されている上場会社に匹敵する評価会社について、配当、利益及び純資産価額という 3 つの比準要素により、業種別の上場会社の平均株価に比準して評価会社の株価を算定する評価方法である。類似業種比準方式により株価を算定するためには、評価会社が、標本会社である上場会社と同様に正常な営業活動を行っていることが前提となる。よって、開業後 3 年未満の評価会社は、そのような前提条件を欠くと認められることから、類似業種比準方式の適用から除外することとされている。

4 評価通達 6

評価通達 6 項は「この通達の定めによって評価することが著しく不適用と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」としている。

評価通達に定める評価方法を画一的に適用した場合には、適正な時価評価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられる。そのため、評価通達 6 項では、個々の財産の態様に応じた適正な時価評価が行えるよう定めている⁽¹⁷⁾。

評価通達によらない評価ができる場合として、①実際の取引価額と評価通達による評価額との乖離に着目して租税回避が行われる場合と②評価通達自体の評価方法の欠陥を狙って租税回避行為が行われる場合の二つの大きなパターンがこれまでの学説と裁判例で確認できる⁽¹⁸⁾。組織再編成においては、②のケースに該当する事例が多く、その場合、評価通達 6 項の適用により個

(17) 宇野沢・前掲注(13)28 頁。

(18) 橋本守次『ゼミナール相続税法（平成 27 年 1 月改定版）』979 頁（大蔵財務協会 2015）。

別的な評価が必要とされる。

5 小括

取引所の相場のない株式等に係る評価通達の規定を利用した組織再編成による株式評価額の引下げ行為については、上記の他にも、課税時期前において合理的な理由もなく評価対象会社の資産構成に変動があり、その変動が株式等保有特定会社等に該当する評価会社と判断されることを免れるためのものと認められるときに、その変動はなかったものとして株式等保有特定会社の判定を行う(評価通達 189 本文なお書)といった規定の適用も考えられる。

しかし、組織再編税制及びグループ法人税制の創設により、従来は想定されていなかった方法による株式評価額の引下げが容易に、かつ、無税で行うことが可能となった。たとえば、資産管理会社である親会社が株式等保有特定会社に該当する場合に、子会社の不動産等を親会社に寄附により無税で移転することにより、親会社の総資産に占める株式の割合を 50%未満とし、親会社株式の評価方法を純資産方式から類似業種批准方式に変えることが容易に行えることとなった。

同族会社間の資産移動について、両会社の各株主の持分割合が同一でない限り、適正な対価を伴わない場合には、相続税法 9 条のみなし贈与課税の適用があると考えられている⁽¹⁹⁾。しかし、完全支配関係を形成した後であればグループ法人間では、株主へののみなし贈与課税を考慮することなく、資産の移転が可能である。

そのような方法により株式の評価額を操作する事例に対しては、評価通達 6 項が抑制的な役割を果たすことになる。しかし、評価通達 6 項には、その適用基準が明らかでなく納税者の予測可能性の面から問題があるとの指摘もあり、また、第三者の独立的立場にある専門家による鑑定評価といった時価額算定の手続がとられることも多く、その適用には限界があるといえる。

(19) 古谷勇二「相続税法第 9 条の『のみなし贈与』について—資本取引等を巡る課税関係を中心として—」税務大学校論叢 85 号 188 頁 (2016)。

第 2 章 資産管理会社に係る評価通達 6 の適用

近年の相続税に関する争訟事件では、評価通達 6 項の適用の可否を争う事件が増加する傾向にある。その中でも、令和 4 年 4 月 19 日最高裁第三小法廷判決（裁判所ウェブサイト）（以下「令和 4 年判決」という。）は、不動産の評価額が問題となった事例ではあるが、評価通達 6 項適用の可否を判定する場合に考慮すべき一定の要因を示したもの考えられる。本章では、令和 4 年判決及び資産管理会社の株式等の評価について評価通達 6 項の適用が争点となった裁判において、どのような要因に基づき評価通達 6 項を適用すべきとの判断がなされたのか、分析・検討を行うこととする。

1 評価通達 6 の意義及び趣旨

評価通達 6 項は「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と規定する。

評価通達 6 項は、評価通達に定める評価方法により評価した場合、これにより求められた評価額が、相続税法 22 条の時価、すなわち、客観的交換価値として「著しく不相当」であると認められる場合に適用されることとなる。これは、評価通達第 2 章以下の各財産の統一的評価方法による相続財産等の評価額が著しく不相当と認められるときには、客観的交換価値に、当該評価額を近づけるために個別評価を行う趣旨、すなわち、評価基準制度の補完措置であると解されている⁽²⁰⁾。また、「評価通達 6 の規定は、その規定の仕方からして、国と行政機関の関係について平等原則の観点から行政機関の権限の行使を制限する目的で定められた規定でなく、行政組織内部における機関相互の指示、監督に関して定めた規定であることは明らか」⁽²¹⁾であり、評価通達 6 項に基づいて評価を行って課税処分をすることを国税庁長官の指示に係

(20) 品川芳宣「租税法主義の下における税務通達の機能と法的拘束力」『現代企業法学の研究－筑波大学大学院企業法学専攻 10 周年記念論集』363 頁（信山社、2001）。

(21) 東京地判平成 11 年 3 月 25 日税資 241 号 345。

らしめたものであると解され⁽²²⁾、その指示の有無は課税処分の効力に影響を及ぼさないものとされている⁽²³⁾。

2 評価通達 6 に規定する「著しく不適當」の判断基準

評価通達 6 項に係る過去の裁判例は、評価通達に定める個別の評価方法を画一的に適用するという形式的平等を貫いた場合にはかえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな場合等の「特別の事情」がある場合に、同通達に定める評価方法によらないことが正当と是認されるとしている⁽²⁴⁾。したがって、通達 6 項の「著しく不適當」な場合とは、裁判例でいうところの「特別の事情」がある場合であると考えられている。しかし、その「特別の事情」について、過去の裁判例では、その一般的な意義、あるいは一般的射程のある該当要件は示されていない⁽²⁵⁾。

また、この「特別の事情」が認められない場合には、「特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ評価基本通達に定める方式以外の方法によってその評価を行うことは、たとえその方法による評価額がそれ自体としては相続税法 22 条の定める時価として許容できる範囲内のものであったとしても、納税者間の実質的負担の公平を欠くことになり、原則として許されないものというべきである。」⁽²⁶⁾とされている。この、評価通達 6 項と平等原則に

(22) 東京高判令和 2 年 6 月 24 日税資 270 号順号 13417。

(23) 山田重将「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について—裁判例における『特別の事情』の検討を中心に—」税大論叢 80 号 187 頁 (2015) は、国税庁長官の指示という手続は、評価通達の定める評価方法によらない個別の評価につき、その算定の客観性、妥当性、納税者間の公平性、公正性を手続面で担保するという重要な意義を有するものであることから、これを安易に怠ってはならず、課税庁においては、所要の手続を行う必要があると述べている。

(24) 神戸地判平成 16 年 5 月 25 日税資 254 号順号 9657 においては、「評価通達に定める評価方式を画一的に適用することにより、実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかである等特別な事情がある場合には、評価通達に定める評価方式以外の合理的な方法によって財産評価を行うべきことは、評価通達 6 項の規定から明らかである。」と判示している。

(25) 山田・前掲注 (23) 210 頁。

(26) 東京地判平成 4 年 7 月 29 日税資 192 号 180 頁。

ついで、最高裁平成 5 年 10 月 28 日第一小法廷判決（税資 199 号 670 頁）は、評価通達 6 項による更正処分について「憲法一四条に違反するものではないことは、最高裁昭和五十五年行ツ台一五号同六〇年三月二七日大法廷判決・民集三九卷二号二四七頁の趣旨に徴して明らかである。」⁽²⁷⁾としている。最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決の最高裁判所判例解説は「同項（筆者注：憲法 14 条 1 項）は、国民に対して絶対的な平等を保障したのではなく、合理的理由のない差別をすることを禁止したもの、換言すれば、相対的な平等を保障したものであって、国民各自の事実上の差異に相応して法的取扱いを区分することは、その区別が合理性を有する限り、何ら同項に違反するものではない、とするのが最高裁判例の立場である。」とし、「最高裁は、区分の合理性の一般的な審査基準については特に判示することなく、具体的事件ごとに区分の合理性を審査するという態度をとっている。」と述べている⁽²⁸⁾。そして最高裁判所判例解説は、経済活動の分野においては立法目的が合理性を有し、区分の態様が著しく不合理であることが明白でない限り、区分の合理性を肯定する態度を最高裁は明らかにしているとし、租税法においては、租税法律主義、租税公平主義といった租税法の全体を支配する基本原則を実現するための租税立法は目的において正当ということができ、その立法目的達成の手段として採用する区分の態様が、立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り憲法 14 条 1 項に違反するものではないと述べている⁽²⁹⁾。

3 評価通達 6 項と租税回避

評価通達は、相続税法第 22 条の「時価」の解釈を示したものであることから、評価通達 6 項においても、その目的は適正な「時価」を求めるための定

(27) 他に最判平成 14 年 10 月 29 日税資 252 号順号 9225 も最大判昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決の趣旨に徴して、憲法 14 条に反するものではないと判示している。

(28) 泉徳治「判解」最高裁判所判例解説民事篇（昭和 60 年度）89-91 頁（1989）。

(29) 泉・前掲注（28）92-93 頁。

めであり、租税回避があった場合に対処するために設けられたものではないと考えられている⁽³⁰⁾。しかし、実際には、評価通達 6 項の適用が争点となった裁判例には、租税回避事例と認められるものが多く存在する。

山田重将氏は、過去の裁判例を分析・検討し、「特別の事情」の有無の判断過程において、共通して、「〔i〕通達による評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること、〔ii〕他の合理的な時価の評価方法が存在すること、〔iii〕評価通達による評価方法に従った価額と他の合理的な時価の評価方法による価額の間に着しい乖離が存在することが指摘されている」と分析している。

そして、山田氏は、「具体的な判断においては、二つの類型、すなわち、〔i〕の「評価通達による評価の合理性の欠如」及び〔iii〕の「時価により近似する価額」との著しい乖離が客観的に存在することを指摘するもの(…)」と、〔i〕及び〔iii〕を肯定するに当たり、納税者が、〔iv〕「経済的合理性が欠如した行為を介在させて、意図的に租税負担を軽減させていること」を指摘するもの(…)」とに分類できる。」とし、前者の類型の判断枠組みを「価格乖離型」、後者のそれを「租税回避型」と分類している⁽³¹⁾。当該分類においては、資産管理会社の株式等に評価通達 6 項が適用された事例をはじめ、多くの事例が「租税回避型」に分類されている。

4 最高裁が示した評価通達 6 項の判断基準

令和 4 年判決は、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反する事情がある場合には、合理的な理由があるといえることから、不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するものではないと解するのが相当であるとした。

(1) 事案の概要

(30) 川口・前掲注(15)350 頁。

(31) 山田・前掲注(23)210 頁。

- ① 平成 21 年 1 月、被相続人は、銀行から 6 億 3,000 万円を借り入れ、自己資金と合わせて、甲不動産を総額 8 億 3,700 万円で購入した。
- ② 平成 21 年 12 月、被相続人は、被相続人は、次男から 4,700 万円、銀行から 3 億 7,800 万円を借り入れ、自己資金と合わせて乙不動産を総額 5 億 5 千万円で購入した。
- ③ 平成 24 年 6 月 17 日被相続人は 94 歳で死亡した。
- ④ 甲及び乙不動産は、遺言により被相続人の孫養子 X（被相続人の次男の長男）が取得した。
- ⑤ X は、評価通達に基づき甲不動産を約 2 億円、乙不動産を約 1 億 3 千万円と評価し、銀行借入金等の債務控除により課税価格約 2,800 万円、相続税額は 0 円と算定した。
- ⑥ 平成 25 年 3 月、X は、乙不動産を 5 億 1,500 万円で売却した。
- ⑦ 平成 28 年 4 月、課税庁は、甲及び乙不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとし不動産鑑定評価額をもって評価すべきであるとして相続税の更正処分を行った。更正処分における不動産鑑定評価額は、甲不動産 7 億 5,400 万円、乙不動産 5 億 1900 万円であった。評価通達評価額と鑑定価格の乖離は、約 9 億 4 千 300 万円、納めるべき相続税額は約 2 億 4 千万円であった。

(2) 最高裁判決の要旨

最高裁は、次のように判示した。

「租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等

原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」

そして、本件が、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」と言えるかについて、まず、「本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間に大きな離があるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。」とした。

もっとも、最高裁は、本件購入・借入が行われたことにより、不動産の価格を評価通達の定める方法により評価すると相続税の負担は著しく軽減されること、被相続人等が、本件購入・借入が相続税の負担を減じさせるものであることを知り、あえて実行していることから、被相続人等は、租税負担の軽減を意図して行っていたと認定し「そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。」とし、「本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということとはできない。」と判示した。

(3) 検討

イ 問題点

これまでの課税庁の主張から、評価通達 6 項は租税回避に対応するために設けられたものではないと理解されていたといえる。

原審⁽³²⁾において、課税庁は、「評価通達は、課税財産の全てについて、また、稀にしか起こらない事例にまで、具体的な評価方法を示すことなく、評価通達 5 及び 6 によって、評価することとしているのであって、評価通達 6 は適正な時価評価を行うために補完的な役割をになうものである」と従来からの見解を主張していた。課税庁のこのような主張に対し、原審も「処分行政庁は、飽くまで、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間の著しいかい離から、本件各不動産を評価通達の定めによって評価することが著しく不適當であるなどとして、本件各不動産を評価通達の定めで評価しないものとしたのであって、単に税負担の軽減を結果としてもたらす行為を阻止するために評価通達 6 を適用したものは認められない」としていた。

そして、原審は、相続税法 22 条は租税平等原則を当然の前提とし特定の者及び財産のみに評価通達以外の方法を適用することは原則許されないとした上で、被相続人等が税負担の減少を意図して敢えて購入・借入を実行していることを理由に実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反することなどを理由に「特別の事情」がある場合に当たると判示した。

この、原審の判決に対しては「評価通達総則 6 項の『特別の事情』とは、評価額の開差のみで判断するのか、租税回避や節税の存在も加えて判断するのか、その判断基準（規範）を判示せず、突如として本件財産評価に『特別の事情』があると判断している。」⁽³³⁾との指摘がなされていた。品川芳宜名誉教授も原審が是認した第 1 審判決⁽³⁴⁾について、概ね従前の裁判例の考え方に沿っているとしながらも、「評価通達 6 の適用を可能とする『特別の事情』について、それを適用しないと実質的な公

(32) 東京高判令和 2 年 6 月 24 日税資 270 号順号 13417。

(33) 増田英敏「通達課税と租税法主義の形骸化－評価通達総則 6 項の適用の問題を中心に－」税研 38 卷 1 号 24 頁（2022）。

(34) 東京地判令和元年 8 月 27 日税資 269 号順号 13304。

平負担の原則が損なわれることを殊更協調している」と指摘し、「評価通達 6 も、同通達が定める評価方法の一つであって、他の評価方法が標準的な評価額を算定するが故に客観的交換価値から乖離することを補充しようとしているに過ぎない。然すれば、評価通達 6 の適用は、当該乖離が評価上著しく不相当であること協調すべきである。そして、その適用がなければ、結果的に租税負担の公平を害することになるにすぎない。」⁽³⁵⁾と述べている。また、品川名誉教授は、原告の「評価通達の適用上相続税対策を画策したという主観的要素は考慮すべきでない」という主張に対し裁判所が説得力のある判示をしていないとの指摘もしている。

ロ 最高裁の判断について

過去の下級審の裁判例では、「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合、など、上記評価方法によらないことが正当と是認される特別の事情がある場合には、別の合理的な評価方法によることが許されるものと解すべきである。」⁽³⁶⁾と判示されてきた。

過去の裁判例が通達を介して課税処分の審査をしていることに対し、令和 4 年判決は、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があるといえることから、評価通達 6 項の適用は平等原則に違反するものではないとして、平等原則の観点から評価通達 6 項の適用の可否を判断している⁽³⁷⁾。

(35) 品川芳宣「相続開始 3 年 5 月前に取得した不動産の評価と評価通達 6 項の適用」週刊 T&A master 827 号 29 頁 (2020)。租税回避の意図については、「相続税対策云々の主観的要素については、当事者が本件各不動産の客観的交換価値（取引価額）と評価通達上の評価額の開差が著しいことを認識したことを裏付けることとなり、前述した評価通達 6 の実体要件である『著しく不相当』を間接的に裏付けることになるはずである。」と述べている。

(36) 大阪高判平成 17 年 5 月 31 日税資 255 号順号 10042 など。

(37) 塩野宏『行政法 I [第 6 版]行政法総論』116 頁（有斐閣、2015）は、評価通達 6 項に係る裁判例（東京地判平成 5 年 2 月 16 日、同平成 12 年 7 月 13 日）について、「いずれも、通達の非法規制を前提としつつも、通達を介して課税処分の審査をしており、

令和 4 年判決は、「通達評価額と本件各鑑定評価額との間に大きな乖離があるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。」として、通達評価額と本件鑑定評価額との間の約 8 億 8 千万円の乖離それだけでは、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」には当たらないと判示した。

その上で最高裁は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情のある場合」の判定については、評価額の乖離だけでなく、その乖離を利用して行われた、他の納税者がすることができない税負担軽減の意図を持って行われた行為により、他の納税者との間に税負担の看過し難い不均衡を生じさせているかを考慮すべき要因として示したものとものと考えている。

本件においては、被相続人が銀行から 10 億円の借入をして自己資金と合わせて約 14 億円の不動産を購入することにより、6 億円超であったはずの課税価格を約 2,800 万円に減少させている。このような 10 億円という多額の借入を行いながらも債務超過に陥らず、課税価格を残しながら相続税額がゼロとなるよう調整された行為は、税負担軽減の意図をもって行われた、他の納税者のすることができない行為といえるであろう。ここで問題となるのは、10 億円の借入があっても、被相続人甲及びその相続人らの担税力に変わりはないことであろう。5 億 5 千万円で購入された乙不動産は、その後 5 億 1,500 万円で売却されており、不動産価格に大きな変動もなく、X ら相続人の担税力が減少した事実はないといえる。それにもかかわらず、形式的に評価通達を適用することで X ら相続人の相続税の負担が著しく減少することは、X ら相続人が、他の

通達とは別個に法の解釈を行うべしとする原則（前述）から乖離している。評価基準の複数性に関する判示は裁量基準（後述）の審査方式を想起させるものがあるし、通達の合理性審査を介して処分の適法性を判断するのは、法規命令における審査に類似している。しかし、法治主義の原則に立つ限り、かかる審査方式を認めることはできないのであって、複数の評価基準ないしは標準的評価基準を定めるのを法規命令に委ねることを正面から認めるのが法治主義に合致する所以と解される。」と述べている。

納税者に比して通達により特別の利益を受けているといえるのではないだろうか。このような、税負担軽減の意図した行為により、担税力に応じた課税を意図的に逃れるという特別な利益を受けることは、かえって平等な取り扱いとは言えないものとする。

よって、本件のような「租税回避型」の評価通達 6 項事案においては、「租税回避や節税の存在」は、「実質的な租税負担の公平に反するといふべき事情がある場合」の判定を行うために考慮すべき要因であることが、令和 4 年判決によって示されたものとする。

金子宏名誉教授は、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則を租税公平主義又は租税平等原則という。」⁽³⁸⁾と述べている。租税平等原則は、内容としては、担税力に即した課税と執行面における取扱いの公平を要請するものとされる。それゆえ、納税者が、評価通達に定める方法による評価という取扱いの公平を利用して、意図的に相続税額を減少させ担税力に即した課税を害している場合に、担税力に即した課税を行うために課税庁が評価通達によらない評価を行うことは、租税平等原則を実現する手段であることから、当該原則に反するものではないと判断されるのではないかと考える。

5 資産管理会社の株式等に係る評価通達 6 項事案

令和 4 年判決が示したとおり、評価通達 6 項を適用する判断過程において、他の納税者ができない税負担軽減の意図を持って行われた行為と税負担の著しい不均衡が考慮すべき要因であるとするならば、過去の評価通達 6 項の裁判例では、そのような要因は、は、会社の事業目的との関係において、どのように認定されているだろうか。

資産管理会社の株式等の評価について評価通達 6 項適用の可否が問題と

(38) 金子・前掲注(3)88頁。

なった事例は、評価通達に定められた規定を利用して株式等の評価額を引き下げるために、現物出資や増資等が行われたものである。それらの事例の発生当時とは異なり、評価通達の改正によって既に対応がなされているケースもあるが、裁判所が具体的にどのような個別事情により「特別の事情」があると判断したか確認することは、今後の評価通達 6 項や相続税法 64 条の適用可能性を検討するうえでも意味のあることと考える。

(1) 現物出資（東京地裁平成 10 年 9 月 29 日（税資 238 号 380 頁））

本裁判例は、いわゆる「A社B社方式」と呼ばれる行為が行われ、取引相場のない株式の原則的評価方法である純資産価額方式における法人税額等相当額控除を累積的に利用して、株式の評価額を圧縮した事例である。判決では、評価通達 6 を適用し法人税等相当額を控除しないで評価された更正処分が適法であるとされた。

イ 事案の概要

平成 3 年 3 月 被相続人甲は、銀行から 14 億円を借り入れた。

同月 甲は、借入金から 10 億円を出資して有限会社 A を設立した。A 社の資本金は 4 千万円（4 万口）、資本準備金は 9 億 6 千万円であった。

同月 A 社の出資 3 万 9,980 口が現物出資され有限会社 B が設立された（出資総数 4 万口）。B 社の出資口数 1 口に対して A 社出資口数 1 口が交付された（残りの 20 口は原告が出資。）。B 社の貸借対照表は、借方出資金 3,998 万円、貸方資本金は 3,998 万円であった（受け入れた約 10 億円の A 社出資を約 4,000 万円と評価していた。）。

平成 4 年 3 月 甲死亡。

原告は、A 社及び B 社の出資金を原則どおり純資産価額方式により評価し、法人税額等相当額（（相続税評価額約 10 億円－帳簿価格約 4,000 万円）× 51%）を合計で約 5 億円控除した評価額により申告をした。

平成 4 年 10 月 B 社は A 社を吸収合併した。原告は B からの借入金により甲の銀行からの借入金を返済した。

平成 6 年 4 月 相続人は、課税価格を約 8 億 3 千万円、税額約 2 億 9 千万円の申告をしていたが、課税庁は、約 5 億円の法人税等相当額の控除を認めず、課税価格を約 12 億 4 千万円、税額 4 億 9,000 万円の更正処分を行った。

ロ 特別の事情の判断

本判決は、次のように判示した。

「本件通達が法人税等相当額を控除することとしていることを利用し、ことさらに評価差額を人為的に作出して相続税の軽減を図り、しかも、当初から会社を解散した場合の清算所得に対する課税が予定されていないような場合においては、本件通達を形式的、画一的に適用し、法人税等相当額を控除とすることは、本件通達の趣旨に沿わないのみならず、このような計画的な行為を行うことのない納税者との間での租税負担の公平を著しく害し、また、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという法の立法趣旨に反する著しく不相当な結果をもたらすというべきである。したがって、このような場合においては、評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情があると解するのが相当であり、純資産価額方式によって株式等を評価するに当たって、法人税等相当額を控除しないで計算したものをもって当該株式等の「時価」（法 22 条）とみるのが相当である。」

原告は一連の会社設立等の行為の目的について、①株式投資については、個人よりも法人で行うこととした方が税制上有利であること、②原告が B 社に出資することにより、原告が子会社である A 社事業を承継すること、③株式の投資会社を 2 社とすることで、切り口を変えた投資を行い、かつ、リスク分散をすることと主張した。

これ対し、裁判所は、次の事情から一連の行為を「相続税を軽減する

ことを目的として意図的になされたものと認めるのが相当である。」と判示している。

- ① 被相続人及び現行が、関与税理士の案を了解し、全体として、当該税理士案にそって実行したものと認められること。
- ② Aへの出資は、企業活動の基本財産とはなり難いものであり、Bの事業目的上有益なものとは言えないこと。AはBに吸収合併され消滅することを予定していること。
- ③ A及びBは、事業目的、役員等全く同一であり、同一の投資顧問会社に投資委任契約と締結していること、両社ともに経常損失を計上していることから、2つの会社を設立する経済的合理性及び必要性がなく、また、現実に営利を目的としてそれぞれの特殊性を生かして事業活動を行っていたとは認められないこと。
- ④ 被相続人の経常的な所得は約1,000円に過ぎないにも関わらず、借入金の金利負担は毎年約9,000万円であり、元本を返済する見込みがほとんどないに等しいこと。
- ⑤ 法人税額等控除額5億円を認めると、借入金10億円のうち5億円の債務控除が可能となり、相続税の負担が約2億円減少すること。

ハ 検討

本判決は、経済的合理性のない不自然な行為が存することを、「特別の事情」があると判断した要因の一つとしたものであると考えられる⁽³⁹⁾。

上記①の税理士の案である現物出資で受け入れる株式等を著しく低い価額により評価するいわゆる「A社B社方式」については、すでに評価通達186-2により、その評価差額に対する法人税等相当額を控除しないこととされている。本判決において、注目すべきは、上記②～④の出資の目的、2社の設立、事業活動、所得の状況について、経済的合理性がなく、不自然であると認定されていることではないだろうか。

(39) 山田・前掲注(23)200頁。

これらの、経済的合理性が欠如した行為の存在は、本来相続税法64条1項の「不当性」を判断する場合に考慮すべき事情であるといえる。本件においても、同項の適用により、出資の価額を適正な時価に引き直して評価通達に基づき評価を行うといった課税処分も可能だったのではないかと考える。

また、本事件を令和4年判決の判断基準に当てはめて考えると、本事件においては、10億円の借り入れから始まる②から④の一連の不自然な行為を①の税理士案に基づいて行っていることから、他の納税者にできない税負担軽減の意図を持って行われた行為があり、上記⑤のとおり、担税力が減少していないにも拘らず相続税が2億円減少するという税負担の看過しがたい著しい不均衡が生じていると認められるものと考ええる。令和4年判決が示した判断基準によれば、評価通達6項の適用においては、他の納税者との間に看過し難い不均衡が生じているかが問題となることから、上記の②から④の納税者の行為について経済的合理性が欠如している旨の主張については本件ほど強調する必要はないのではないかとと思われる。

(2) 株式等保有特定会社（国税不服審判所平成3年8月27日非公開裁決（関裁（諸）令3第3号））⁽⁴⁰⁾

本件は、株式等保有特定会社に該当する評価会社において、資産の価額の合計額に占める株式等の価額の割合を50%未満に引き下げるために、評価会社が相続開始直前に被相続人を対象に第三者割当増資を行い、その資金を株式等以外の金融資産に投資した、いわゆる「50%基準外し」⁽⁴¹⁾が行

(40) 事実関係及び裁決内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条1項による開示情報と「非上場株式評価における総則6項適用事案」週刊T&A master935号4頁（2022）に基づいている。

(41) 品川芳宜「総論 持株会社化と税務」資産承継 NO.18、27頁（大蔵財務協会、2021）は、「また、この50%基準もいろいろな方法で潜脱が可能であり、株式がダメなら、極端なことを言えば現金にかえればいいのではないかとか、株式ではなく債券をかえればいいのではないか、あるいは、他の資産にかえればいいのではないか、場合によっては、土地保有特定会社と株式保有特定会社の間で、土地と株式を半々に持てばどちら

われた事例である。本裁決では、相続開始直前の資産構成の変動には合理的な目的がなく、評価対象会社は株式保有特定会社に該当するものと判定され、さらに、評価通達 6 項により「S 1 + S 2」方式を否認して純資産価額方式により評価した更正処分が適法であると判断された。

イ 事案の概要

A 社は、被相続人らが不動産の売買等を目的として設立した株式会社である。A 社の株式保有割合は、平成 25 年 8 月の新株発行前の時点で、50%以上であり、株式保有特定会社に該当していた。

平成 25 年 5 月 被相続人は、所有していた B 社上場株式を売却した。

平成 25 年 7 月 相続人は、●の担当者に相談を開始した。

この時点の A 社株式の時価純資産方式による株式の価額は、1 株当たり @3,976 円と算定されていた。

平成 25 年 8 月 A 社は、株主総会で、投資業及び有価証券の保有等を目的とする定款変更を行い、初めて配当を行った。

A 社は、被相続人を引受人として 1 株当たり 3,976 円で募集株式を発行し、被相続人は B 上場株式の売却代金から払込を行った。

A 社は、その資金等を上場株式（約 3,000 万円）、証券投資信託及び外国債（約 23 億円）に投資し、生命保険契約（保険料約 2 億 7 千万円）を締結した。A 社の資産に占める流動性の高い資産（現金及び預金、投資その他の資産）

の保有率もクリアできるのではないかなどと、様々の方法が考えられます。更に、このような工夫をすれば、持株会社に関しても類似業種批准方式の適用が可能になり、グループ全体では株式の評価額を大幅に引き下げることができるわけです。それがあまりにも不相当に不合理であるということであれば、評価通達 6 項によって、国税庁長官の指示に基づき、個別に評価することができますし、評価通達 189 のなお書には、課税時期直前に合理的な理由なく資産構成を変えた場合には、その異動はなかったものとみなして比率を計算する仕組みもとられています。そのため、課税時期のどれくらい前に資産構成を操作すればいいのかについては、実務上、非常に重要なテーマになってきています。」と述べている。

の割合は、約 96.7%であった。

平成●年●月 相続開始

平成●年●月 相続税の期限内申告書提出

相続人は、A社の評価上の区分が小会社にあたるとして、類似業種批准方式と純資産価額方式の併用方式を選択し、A社株式の価額を1株当たり1,853円と評価した。

平成 29 年 6 月 相続人は修正申告書を提出、評価通達 189-3 ただし書に定める方式（「S1+S2」方式）により、A社株式を1株当たり2,263円と評価した。

平成 29 年 7 月 相続人は、1株当たり3,736円でA社にA社株を譲渡した。

平成 30 年 9 月 原処分庁は、評価通達6項により、A社株を1株当たり3,443円と評価し、課税処分を行った。

ロ 特別の事情の判断

本事例では、評価通達 189 なお書の課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動がある場合に該当するか否か、その次に、いずれの方式であるとしても、評価通達 6 項を適用する特別の事情があるか否かが争点となった。

(イ) 資産構成の変動に合理的な理由があるか。

審判所は、次のように判断した。

「請求人らが主張するMBO目的や資産運用目的等は、将来の抽象的で不確実な事態に対する対応策として全くなかったとまでは認められるわけではないかもしれないが、少なくとも、以上の事情の下では、それが上記一連の行為による本件法人の資産構成の変動の合理的な理由になると認めることは困難であり、その変動は、本件法人が株式保有特定会社と判定されることを免れるために行われたものと認めるのが相当である。」。

審判所が合理的な理由がないと判断した事情は、①相談事績に、相

続税対策を目的として開始されたことが明示されていること、②相続税対策が具体的な懸案事項である一方で、上場企業のMBOは将来の抽象的で不確実な懸案事項にとどまること、③新株発行額は、直前期末の会社の資産合計額の2倍を上回り、被相続人の上場株式売却代金の大半が出資にあてられていること、調達資金の大半が株式等保有特定会社の判定の基となる株式等にあてられず、それまで行っていなかった配当も新株発行直後に行っていることなどである。

(ロ) 「特別の事情」があるか

株式等保有特定会社に該当するとなると、評価通達に定める評価方法は、純資産価額方式と「S1+S2」方式との選択になるところ、「S1+S2」方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があるか否かが問題となる。

審判所は、「流動性の高い資産の割合が約 96.37%となっていて、払い込まれた本件資金の客観的な交換価値が損なわれたことをうかがわせるような事情も見当たらない。それにもかかわらず、本件株式を『S1+S2』方式により評価するときには、…このような『S1+S2』方式による評価額が本件相続開始日における本件株式の客観的交換価値を適正に示しているとみるのは、極めて困難なことといわざるを得ない。」とし、「金銭のような資産は、客観的交換価値を一義的に確定することが容易に可能であるのが通常である。それにもかかわらず、以上のような事実関係の下で、本件株式について形式的に評価通達を適用し、本件相続開始日における客観的交換価値を適正に示すとみるのが困難な『S1+S2』方式の選択を許すことは、請求人らと同等の措置を取らなかった他の納税者との関係で、租税負担の実質的な公平を著しく害する結果になると言わざるを得ない。したがって、本件株式については、評価通達の定める『S1+S2』方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があるというべきである。」とした。

特別の事情があると判断した考慮事情には、上記の相続開始直前の資産変動の合理性における考慮事情に加え、①評価通達による純資産価額方式による株式の評価額が、民間の専門機関が「企業評価ガイドライン」に定める修正簿価純資産方式を採用して算定した株式の価額に近似していることから合理的な評価方法と言えること。②「S1 + S2」方式による評価額と、上記①の2つの方法による評価額との間に大きなかい離があることなどである。

ハ 検討

本件は、A社が、明確な事業目的、資金需要がないにもかかわらず、相続開始の直前に会社の総資産額の2倍以上の資金を被相続人の預金から調達し、株式等保有特定会社の判定を免れた行為から、租税負担の減少の意図が認定されたものと考えられる。本件のように被相続人が相続開始の直前に上場株式を売却して得た数十億円の資金を、資産管理会社に出資し、相続時点では株式としてその評価額を引き下げ、相続人が相続税の申告後その株式を資産管理会社に譲渡することにより現金化するという一連の行為は、いつでも換金可能な豊富な金融資産を有する納税者のみが実行可能な行為であるといえる。そのような行為は、税負担軽減の意図をもって行われた行為であると認められ、他の納税者との間に看過しがたい税額の不均衡を生じさせるものであるといえるであろう。

本件では、処分庁は、その純資産価額方式による評価額の合理性を証明するために、民間の専門機関に「企業評価ガイドライン」に沿った株式の鑑定評価を依頼している。処分庁は、通達評価額が鑑定評価額に近似した価格であるとして、通達評価額の合理性を主張し、審判所は、純資産価額方式による評価の過程の合理性と、その評価額が鑑定評価額を下回ることから、本件株式の相続開始日の時価が、純資産価額方式による評価額を下回るものではないと認めている。

令和4年判決においては、専門家による不動産の鑑定評価額が時価であることを前提に、評価通達6項による評価額の相続税法 22 条違反該当性に

ついて検討が行われている。今後、資産管理会社の株式評価が問題となる場合においても、通達によらない評価額が時価以下であり相続税法 22 条に違反しないことを証明するため又は資産管理会社の株式等の時価そのものを算定するため、公認会計士等による株式の鑑定評価が必要とされる場合もあると考えられる。

- (3) 出資持分の 52%を譲渡し議決権割合を操作した事例（東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決税務訴訟資料 254 号順号 9583）⁽⁴²⁾。

本件は、相続直前に被相続人が有限会社の出資口総数の 52%相当分を有力な取引関係先に譲渡することにより、形式的には同族株主の判定を免れたところ、相続人らが引き続き本件有限会社の経営を実質的に支配していると認定され、実質的には同族株主に当たるものとして有限会社の出資及びその有限会社が所有する株式が評価された事例である。

イ 事案の概要

平成 2 年 6 月 被相続人甲は、既存の A 社（総資産額 2,190 億円）の株式 200 万 3640 株のうち 200 万株を現物出資して有限会社 B 社を設立した。このとき、甲が認識していた A 社株式 1 株当たりの価格は 3,200 円（合計 64 億円）であったが、B 社の受入れ価格は 1 株当たり 25 円（合計 5 千万円）であった。甲は出資の対価として B 出資持分 9 万 9995 口を取得した。甲の長男乙は、5 千円を払い込み 5 口取得した。

平成 3 年 12 月 甲は、B 社の出資持分のうち合計 5 万 2000 口を A 社の取引先である 13 社に各 4000 口、1 株当たり 1,000 円（合計 5 千 200 万円）で譲渡した。その結果、B 社の出資口数の所有割合は、甲及び乙 48%、取引先 13 社各 4%ずつ計 52%となった。

平成 3 年 12 月 甲は死亡し、乙らは相続税の申告にあたり、B 社の出資は純資産方式（法人税等相当額を控除）で評価し、一口当たり 3,123

(42) 東京高判平成 17 年 1 月 19 日税資 255 号順号 9900 は、原判決の理由を引用して請求を棄却している。

円（合計約 15 億円）、その際、B 社が所有する A 社株式 200 万株を B 社が少数株主に当たるとして配当還元方式（1 株 50 円、合計 1 億円）により評価した。

最終的に、税務署長は、評価通達 6 項を適用し、甲ら相続人は実質的に B 社を支配しているとして甲ら相続人及び B 社を同族株主として取り扱い、B 社出資の評価にあたり、法人税額等相当額の控除を否認し、一口あたり 7 万 5 千円（合計約 36 億 2 千万円）と評価し、その際、B 社が所有する A 社株式 200 万株を類似業種批准方式（1 株 3,544 円、合計約 70 億円）により評価した。

ロ 特別の事情の判断

本判決は、「B 社においては、乙らにおいて 50% 以上の出資割合を有していなくても、なお B 社を実質的に支配し得る地位にあると認められるから、本件 A 社株式を配当還元方式で評価することは相当でないと解されるのであり、本件においては、評価通達を画一的に適用することが著しく不相当と認められる特別の事情があると認められる。そして、本件においては、B 社が所有する本件 A 社株式の評価は、類似業種比準方式によるべきである。」と判示した。

また、法人税額等相当額の控除については、「本件相続開始直前に B 社が設立され、総額 64 億円に相当する A 社の株式を僅か 5,000 万円で出資するという明らかに経済的合理性を欠く現物出資がされた結果、多額の評価差額が作出され、評価通達 185 を利用して相続税額の負担を軽減させようと画策したものと評価されるから、評価通達に定める原則とは異なる評価手法が採られたとしても、評価通達制度の趣旨に反するものではない。」と判示した。

ハ 検討

本判決は、事業活動への影響力の少ない株主に適用される配当還元方

式の適用範囲を定める評価通達188に、請求人らの出資割合を形式的に当てはめるのではなく、評価通達6項を適用し評価対象となった会社の取引先との契約関係、取引の規模等に基づく相続人らの取引先会社への影響力を加味した相続人らの実質的な会社支配力により、同族株主の判定を行っているといえる。

株式等保有特定会社に該当する資産管理会社において、株式の評価額を引き下げるために同族株主グループの議決権割合を50%未満としながら、当該グループの実質的な会社の支配力を維持する方法には、買い戻し保証をした上で取引先等の独立の資本関係にある会社に株式等を譲渡する、会社が活動資金の出資している又は役員が兼任関係にある持分のない社団・財団に株式等を譲渡するなどの方法がある。そのような行為が相続開始の直前に行われている場合には、税負担軽減の意図が認定される傾向にある。また、そのような行為を行うことが可能である会社は、当該会社の同族グループ会社に該当しない会社に対し、取引関係や契約等により強い影響力を有する会社に限られることから、特定の納税者にしかできない行為であるといえる。

なお、本件のように株式等の譲渡価格について経済的合理性を欠くことが明らかな場合には、同族株主の判定の場面において、相続税法64条1項を適用して株式譲渡を否認して、同族株主の判定をすることも可能ではないかと考える⁽⁴³⁾。本件は、通常の株式持ち合いとは異なる相続税対策を目的とした経済合理性が欠如した株式の譲渡が相続開始直前に行われていることに問題があり、評価通達における同族株主の判定においてのみ、その譲渡があったことを否認することも可能なのではないか

(43) 大淵博義「学説・判例理論の租税回避否認論の検証と問題点(全3回)第1回 学説・判例理論の租税回避論と具体的否認ロジックの混迷」租税研究 783号 150-151頁(2015)は、「株式評価の相続税対策として、所有株式の評価を原則的評価から配当還元方式が適用される保有割合にするために、一定の株式を譲渡して15%未満として配当還元価額により株式を評価することも、その譲渡が虚偽・仮装である場合以外は否認されることはないと考えています。」と述べている。

と考える。

6 小括

評価通達6項の過去の裁判例では、課税時期における不動産、株式等の客観的交換価値が売買等により明らかであることを理由として、評価通達によらない「特別の事情」とする「価格乖離型」に分類される事例もあるが、令和4年判決のように課税時期前に行われた税負担の軽減を目的とした行為の存在を理由とする「租税回避型」のものが多くみられる。

「租税回避型」の資産管理会社の事例においては、課税庁は、評価通達6項を適用する「特別の事情」の主張にあたり、①経済合理性を欠く不自然、不合理な行為が行われていること、②明確な事業目的があるとは認められず、相続税対策が主たる目的であることを主張していた。

①の経済合理性を欠く行為については、令和4年判決における「税負担軽減の意図」を間接的に証拠づけるものということができるが、むしろ、同族会社の行為計算否認規定の適用の要件である不当性に該当するものであったといえる。他方、②の目的については、「租税負担軽減の意図」に当たるものであることから、今後事業目的との関係は、評価通達6項適用の判断における争点となっていくものと考ええる。

令和4年判決においては、相続開始3年前に行われた納税者の行為が評価通達6項適用の判断における考慮すべき要因とされた。そのため、本章で揚げた資産管理会社において株式の評価額を引き下げを目的とした行為の企画・実行の時期が、より一層早期化されることが予想される。また、組織再編成を利用して株式の評価を引き下げの方法には、評価通達6項では対応が困難なケースも想定される。今後は、相続税ではなく贈与税の課税が問題となるケースが増え、相続税法9条のみなし贈与課税や同法 64 条の行為計算否認規定が重要な役割を果たすものと考えられる。それらの規定の適用を検討する際には、上記資産管理会社において評価通達6項の適用が認められた事例における、特別の事情の考慮要因とされた経済的に不合理、不自然であると認定された事実関係、事業目

的と税負担減少目的の比較などに係る主張、立証方法が参考になるものと考えられる。

第 3 章 組織再編成に係るみなし贈与課税等

合併、株式交換等の組織再編成において、時価によらない不適正な合併比率、交換比率等を用いて、交付する株式の数量、価格等を操作することにより、株主間で会社の持ち分価値の移転を図ることが可能となる。例えば合併するにあたって、不適正な合併比率によって合併したとしても、適正な合併比率によること自体は適格合併の要件とはなっておらず、ただ、贈与税の問題が生ずることになる。例えば、1 対 0.5 の合併比率で行うべきところを 1 対 1 の合併比率で行った場合、その 0.5 に相当する部分について、合併法人の株主から被合併法人の株主に贈与があったものとして取り扱われることになる⁽⁴⁴⁾。このような合併比率等の算定が意図的に決定されている場合に相続税法 9 条の適用があるとすれば、包括的な租税回避の問題とはならないであろうと考えられる⁽⁴⁵⁾。相続税法 9 条等の「みなし規定」が設けられていることから、相続税法の同族会社の行為計算否認規定の対象となる行為計算の範囲は縮小され、相続税法 64 条の規定独自による適用事例は考えられないとする意見もある⁽⁴⁶⁾。確かに、相続税法 64 条の適用の可否が争点となった裁判例が少ないことについて、相続税法に

(44) 武田・前掲注(11) 6638 頁。

(45) 成道秀雄「組織再編成における租税回避」(財)日本税務研究センター編『同族会社の行為計算の否認規定の再検討—租税回避行為との関係を含めて—』177 頁(日本税務研究センター、2007)。

(46) 田中治『田中治税法著作集(第 1 巻)租税の存在理由と租税法律主義の現代的意義』221 頁(2021、清文社)。同族会社の行為計算否認規定と本来の課税要件規定とのいずれを優先的に適用すべきかについて、田中治教授は、本来の課税要件規定の適用を優先すべきであると述べている。その理由として、租税法律主義の制約があり、「同族会社の行為計算否認規定は、予測可能性や法的安定性を一定程度犠牲にしてもなお、課税の公平等の価値を実現することを認めて、課税庁に事後的な是正権限を認めたものである。また、経済取引の自由の保障の観点からは、納税者は、自ら行った行為や取引を前提にして課税される権利があると考えらるべきである。」と述べている。

もう一つの根拠として、行為計算否認規定は、課税庁が課税処分をするための根拠規定となっており、「申告納税制度の基では、課税処分は、納税者による確定申告を前提とし、これに対して補助的、副次的になされるにすぎないという制度上の制約があるところから、納税者がした現実の行為、取引を前提とすべきことは当然である。」と述べている。

おける「みなし規定」の存在などがその背後にある事由の一つと考えられる。しかし、今日のように組織再編税制を始め、組織再編成に関連する法が整備され、社会経済情勢の変化に対応して組織再編成が盛んに行われている状況を考慮した場合、租税負担の公平の確保の観点からも相続税法の同族会社の行為計算否認規定の存在は意義あるものと考えられる⁽⁴⁷⁾。

1 組織再編成における相続税法 9 条の適用

(1) 相続税法 9 条の意義と趣旨

相続税法 9 条は、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、その受けた利益の価額に相当する金額について贈与税又は相続税を課税する旨を規定している。相続税法 9 条の規定は、贈与契約の履行により取得したものとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、租税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものである。

相続税法基本通達 9-2、9-4 には、同族会社において時価より著しく低い価額で現物出資があった場合や不平等な新株引受があった場合に、株主等が受けた経済的利益に対して贈与税が課税されることが例示されている。ここに時価とは、客観的な交換価値のことであり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味すると一般的に解されている⁽⁴⁸⁾。

(47) 石川克彦「相続税における同族会社の行為計算の否認に関する一考察—財産評価基本通達第 6 項との関連を中心として—」538 頁（税大論叢 39 号、2002）。

(48) 金子・前掲注(3)734 頁。

法人税の裁判においても、東京地判平成 21 年 4 月 28 日税務訴訟資料 259 号順号 11191 は、「時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解される」と判示している。

今村隆「取引相場のない株式と所得税法 59 条 1 項の『時価』」税務事例 47 卷 5 号 41 頁は、このような時価のとらえ方は、所得税法 59 条、相続税法 22 条、法人税法

合併や株式交換といった組織再編成は会社間の行為であるが、時価によらない不公平な合併比率等により合併等が同族会社において行われた場合、合併比率等がどちらかの株主に有利（反対側からすれば不利）に算出されることとなるため、有利に算出された分の利益が一方の株主から他方の株主に移転することが考えられる。このような場合、資産価値の移転が当事者で合意されている認められるときには、相続税法基本通達 9-2、9-4 で想定している事象と類似の事象が生じているといえることから、それらの取扱いに準じて、当該経済的利益の移転に相続税法 9 条が適用されると考えられる⁽⁴⁹⁾。

不公平な合併比率等により合併等がおこなわれ、それが、相続税法 9 条の要件である、「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するかどうかを判断するためには、合併比率等算定の基礎となった各会社株式の時価額の算定をどのように行うべきかが問題となる。

(2) 組織再編成における合併比率等及び株式の時価

合併比率、交換比率等の比率は、一般的には合併等当事会社のそれぞれの価値、すなわち企業価値の比較で算定されるものである⁽⁵⁰⁾。また、合併や株式交換等においては株式買取請求（会社法 116 条等）に対する株式の公正な価格を決定するための企業価値を評価する場合もある。

22 条 2 項さらには地方税 341 条 5 号でも同様であり、租税の種類と問わずに一般的に採られている考え方であると述べている。

(49) 古谷・前掲注(19) 194 頁。

佐藤信祐『無対価組織再編・資本等取引の税務』165 頁（中央経済社、2019）は、「時価と異なる合併比率により合併を行った場合において、合併法人の主要株主が個人であり、かつ、被合併法人の主要株主が個人であるときにこれらの者が親族等に該当するのであれば、贈与税の問題が生じる（相基通 9-2、9-4）」と述べている。さらに、時価と異なる合併比率による適格合併において、一方又は双方の株主が法人である場合には、贈与税の課税対象とはならず、法人税又は所得税の負担をせずに、株主間で財産的価値が移転をしていることから、「適格合併の制度を濫用することにより株主間贈与が行われていると認定された場合には、包括的租税回避防止規定が適用される可能性があると考えられる。」と述べている。

(50) 寺西尚人『第八次改訂 会社税務マニュアルシリーズ第 3 巻 合併・分割』〔大沼長清他編〕18 頁（ぎょうせい、2015）。

日本公認会計士協会が公表した「企業価値評価ガイドライン」⁽⁵¹⁾（以下「ガイドライン」という。）によれば、M&A や事業再編等の取引目的及び裁判所による株式の価格の決定に係る裁判目的といった評価目的の違いや評価対象となっている企業を取り巻く環境、業種的な特性等の様々な要因によって、評価アプローチ及び評価方法が選択されることになる⁽⁵²⁾。さらに、合併・株式交換・株式移転の場合の比率による評価、会社法における公正な価格の評価においては、支配割合の状況、シナジー効果を考慮すべきかなど実務では、いまだ画一的な回答を有していない問題があるため、個々の事情に応じて、評価人の判断のもと、ケースバイケースで対応することになるとされている⁽⁵³⁾。

このような前提条件のもと、合併、交換比率等が公平であるかという判断をどのように行うべきかが問題となる。

イ 独立会社間の合併比率等

組織再編成に関連する会社法の裁判においては、反対株主の株式買取請求訴訟や取締役の損害賠償責任の請求訴訟のなかで、会社が決定した株式交換比率、株式移転比率等が公正であると認められるか否かが争われた事例がある。

上場会社同士の株式移転において反対株主がした株式買取請求に係る公正な価格が争点となった最高裁平成 24 年 2 月 29 日第二小法廷決定（民集 66 卷 3 号 1784 頁）は、移転比率について「相互に特別な資本関係がない会社間において、株主の判断の基礎となる情報が適切に開示された上で適法に株主総会で承認されるなど一般に公正と認められる手続により株式移転の効力が発生した場合には、当該株主総会における株主の合理的な判断が妨げられたと認めるに足る特段の事情がない限り、当該株式移転にお

(51) 平成 19 年 5 月 16 日（平成 25 年 7 月 3 日最終改正）日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第 32 号『企業評価ガイドライン』。

(52) 「ガイドライン」28 頁。

(53) 「ガイドライン」62 頁。

ける株式移転比率は公正なものとするのが相当である。」と判示している。

最高裁は、その理由として、そのような会社間においては、忠実義務を負う取締役が当該会社及びその株主の利益にかなう計画を作成することが期待できること、株主は、株式移転比率が公正であると判断した場合に株主総会において株式移転に賛成するといえることを挙げている⁽⁵⁴⁾。

この最高裁の決定は、上場会社同士の株式移転に係る事件であるが、その考え方は、当事会社が非上場会社であっても独立当事者間の取引であれば等しく当てはまり、非上場会社の株式公開買付の価格についても各当事者がそれぞれ経済合理性を追求することから、合理的な価格が形成されるのが通常であるとした裁判例がある⁽⁵⁵⁾。

ロ 独立の関係にない会社間の合併比率等

組織再編成の当事会社が独立の関係にない場合については、田中亘教授は、「MBO や親子会社間の組織再編のように、当事者間に利害関係があつて互いに独立とはいえない場合には、利益相反のゆえに、一方当事会社（その株主）に不利な M&A 取引が行われる可能性は否定できない。」⁽⁵⁶⁾こと

(54) 柴田義明「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 24 年度(上) (1 月～2 月分) 329-330 頁(2015)。

最高裁判所判例解説は、「本決定は、相互に特別の資本関係がない会社間における共同株式移転であり、また、一般に公正と認められる手続を経て株式移転の効力が発生し、特段の事情もないとされた事例であったので、①相互に特別の資本関係がある会社間の再編の場合、②一般に公正と認められる手続を経していない場合、③株主の合理的な判断が妨げられたと認めるに足りる特段の事情がある場合に、どのように判断されるのかは述べておらず、この点については、今後に残された問題といえる。須藤裁判官は、補足意見において、一般に公正と認められる手続を経していない場合、株主の合理的な判断が妨げられたと認めるに足りる特段の事情がある場合について、裁判所は、一定の評価算定方法によって企業価値を算出し、これを基にした株式移転比率を新たに設定せざるを得ないと指摘している。」と述べている。

鈴木一功・田中亘編「バリュエーションの理論と実務」131 頁（日経 BP、日本経済新聞出版本部、2022）は、「M&A 取引（組織再編またはキャッシュアウト）における株式の価格決定の場面では、最高裁判所の判例は、M&A 取引が公正な手続きによって行われた場合には、裁判所は、実際に合意された取引価格を尊重する形で、株式の価格を決定すべきものとしている。」と述べている。

(55) 東京高決平成 31 年 2 月 27 日決定金融・商事判例 1564 号 14 頁。

(56) 田中・前掲注(2) 676 頁。

から、実務においては、公認会計士や投資銀行といった、中立的な株価算定機関による株価算定書に基づき、取引の条件を決めるといった、公正さを担保する措置が必要とされ、「裁判所は、まず、こうした措置が実効的に機能したか否かを審査することにより、当該 M&A 取引が、独立当事者間の取引に比肩しうるような公正な手続を経て行われたと認められるか否かを判断するべきである。」⁽⁵⁷⁾と述べている。また、2019 年に経済産業省が策定した「公正な M&A の在り方に関する指針」⁽⁵⁸⁾（以下「M&A 指針」という。）は、典型的に構造的な利益相反の問題と情報の非対称性の問題が存在する MBO および支配株主による従属会社の買収を対象とする指針であり、従来よりも企業価値評価手続きの重要性を強調している⁽⁵⁹⁾。

なお、合併比率等及び株式の価格について、評価通達に定める方法を用いて決定する方法も考えられる。実際に組織再編成時の株式の価格に係る訴訟において、評価通達は、初期の裁判所に大きな影響を及ぼしてきたと言われており⁽⁶⁰⁾、法人税、所得税の課税実務においても一定の修正を加えることにより採用が認められていることから、同族会社の株式の評価において慣例的に採用されてきたという経緯がある。しかし、現在では「国税庁方式は、評価人独自の見積りに依存しない画一性、評価額を低廉に抑える安全性に主眼を置く手法であり、企業評価において考慮すべき評価対象会社固有の事情、市場における取引環境などを反映するものではない。国税庁方式による評価方法はあくまでも税務上の価額を示すものにすぎず、市場で成立する価値を示すわけではないということに注意する必要がある

(57) 田中・前掲注(2) 676 頁。

(58) 「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて（2019 年 6 月 28 日）経済産業省（以下「M&A 指針」という。）

(59) M&A 指針 3 頁は、「公正性担保措置が実効的に講じられている場合には、『公正な価格』についての裁判所の審査においても、当事者間で合意された取引条件が尊重される可能性は高くなることが期待され、また、通常は、対象会社の取締役の善管注意義務及び忠実義務の違反が認められることはない想定される。」としている。

(60) 田中亘『数字でわかる会社法』21-22 頁（有斐閣、2021）。

る。」⁽⁶¹⁾と評価通達による評価を用いるべきではないと考えられている。また、株式の評価が困難な非上場会社を対象とする「ガイドライン」においても、評価通達による評価は課税目的であるとして依頼の内容によっては準拠しなければならない場合もあるとするのみである⁽⁶²⁾。

(3) 税務訴訟上における合併比率等及び株式の価格

会社法上、裁判所は株式の価格及び比率について上記(2)のように判断を行うべきと考えられているが、次に、税務訴訟上、具体的にどのように算定された合併比率や株式の価格が合理的であると認められているのかを確認する。

イ 株式の消却に係る「譲渡に係る対価の額」につき、評価通達の純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式によらず、合併比率算定書に記載された1株当たりの価額に基づいて算定するのが適当であるとされた事例(東京高裁平成26年6月12日判決税資264号順号12484、東京地裁平成24年11月28日判決税務訴訟資料262号順号12098)

(イ) 事案の概要

自動車の開発、製造等の事業を目的とする原告は、その自動車等を販売する連結子会社である株式会社 51 社(以下「各子会社」という。)等との間で、平成 18 年 4 月から同年 7 月にかけて、①会社の分割、②新株の発行、③減資、④合併という一連の組織再編を実施した。課税庁は、上記③の減資に伴い行われた株式消却の原告に対する払戻額が消却された各子会社株式の時価に比して低いことから、原告は有価証券の譲渡に係る譲渡損失額を過大に計上したと認定するとともに、時価と譲渡対価との差額は原告から各子会社への寄附金に当たるとして更正処分を行った。行なわれた組織再編の内容は、次のとおりであ

(61) 鈴木ほか・前掲注(54) 104頁。

(62) 「ガイドライン」5頁「依頼の内容によっては、本ガイドラインではなく、この財産評価基本通達に準拠しなければならない場合もあることに注意する。依頼があった場合、その内容、目的、売買当事者について慎重に検討する必要がある。」

る。

① 会社の分割

各子会社は、平成 18 年 4 月 1 日をいわゆる効力発生日として、土地や建物等を各子会社に残して、販売事業を分割によって設立する会社に承継させる分社型分割を行った。

② 新株の発行

各子会社のうち債務超過の状態にあった 30 社は、原告を割当てを受ける者とする第三者割当増資を行った。

③ 減資

事業税の負担の軽減のため減資等を行い、②の増資をしなかった 21 社は、株式消却を伴う減資等の合計額に相当する払戻を行った。

④ 合併

各子会社とグループ内の A 社（不動産業）は、平成 18 年 7 月 1 日を効力発生日として、A 社を存続会社とする吸収合併を行った。各子会社の企業価値は、同年 4 月 1 日時点を基準として予想される②及び③の増減資を反映した時価純資産法で F 銀行が評価し、その評価額を前提として合併比率が算定された。

(ii) 適正な譲渡価格

本件の争点は多岐にわたるが、本稿では企業価値評価の問題のみを取り上げる。

本件では、株式の適正な譲渡対価の額が争点となり、原告は、法人税基本通達 4-1-6 に基づき評価通達を準用し、株式の価格を評価通達の純資産価額方式と類似業種比準方式を併用する方法により評価すべきと主張した⁽⁶³⁾。

(63) 法人税基本通達 4-1-5 (4) は、市場有価証券等以外の株式の価額について、(1)売買実例のあるもの、(2)公開途上にある株式で、当該株式の上場の際に株式の公募又は売出しが行われるもの、(3)売買実例のないもので類似する他の法人の株式の価額があるものという(1)~(3)の区分に該当しない株式については、「当該再生計画認可の決定があった日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終

一方、課税庁は、納税者の依頼により F 銀行が作成した合併比率計算書における株式評価額を適正な譲渡対価であると主張した。その合併比率計算書に記載された子会社の 1 株当たりの価額は、1 株当たりの純資産価額等を参酌して算定された価額であり、法人税基本通達 4-1-5 (4) に基づいて算定された価額であると認められた⁽⁶⁴⁾。

東京高裁は、「控訴人主張の手法によって本件各子会社の株式の価額を算定することに課税上の弊害が想定されることは、原判決(…)も指摘するとおりである。そして、本件合併比率計算書は、本件事業再編を実施するために控訴人の依頼により F 銀行が作成したものであり(…)、これによって合併比率が定められたことや本件 F 銀行評価額が純資産価額方式によって 1 株当たりの価額を算出したものであることに照らすと、本件 F 銀行評価額の方が、控訴人主張の手法によるものよりも合理性があると判断するのが相当である。」と判示している。

高裁判決にいう評価通達に準拠した算定方法の課税上の弊害とは、組織再編成により子会社の業種目が、前事業年度の「自動車小売業」

了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」と規定している。

そして同通達 4-1-6 は、その特例として、法人が、財産評価基本通達の規定を準用する場合には、「財産評価基本通達 185 の本文に定める『1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)』の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。」を条件に、課税上弊害がない限り、これを認める旨を規定している。

- (64) 大野貴史「譲渡価格の決定と買い手の探し方 デューデリジェンスまで意識して関与する」税務弘報 70 巻6号 25 頁(2022)は、第三者間の株式の譲渡である M&A において、「中小企業の M&A において多く利用されているのは、年倍法(年買法)である。年倍法は、時価純資産プラス営業利益の 3~5 年分を、譲渡価額とするものである。年倍法は、必ずしも適正な価額であるとはいえないが、計算が単純で理解しやすく、買い手、売り手とも『納得感』が得られやすいという長所があることから、M&A において、もともと利用されている評価方法である。」と述べている。なお、鈴木ほか・前掲注(54) 105 頁は、年倍法について、計算の容易さから事業承継において多用されているが、純資産の蓄積が進んだ社歴の長い会社について高く算定される一方、純資産が乏しい代わりに潜在的な成長性大会企業について低く算定されることとなり、理論価値とは必ずしも一致しないとし、売り手側に機会損失をもたらすという事例が頻発し、一部で問題視されている手法であると述べている。

から「不動産賃貸業」へと変わったことを原因に生じる弊害であり、原判決は、「類似業種比準方式は、資産的な要素に加えて、利益及び配当のいわゆる収益要素を事業内容が類似する業種目に属する上場株式のそれらの平均と比較の上、上場株式の株価に比準して株式の価値を評価する方法であるから、異なる業種目に属する上場株式との比較をすることが、その算定方式の根本に反した不適切なものであることは当然である」「現に、類似業種比準価額の計算上の業種目別の株価において、不動産賃貸業の株価は自動車小売業の株価の約2倍の額とされていた(…)もので、これらからすれば、法基通4-1-6に基づき純資産価額方式と類似業種比準方式を併用する方式により算定された本件各子会社株式の価額については、それが通達の定める方法に従って算定されたものであるとしても、その価額をもって、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとはいえず、本件株式消却時における本件各子会社株式の時価であるとするには疑問を差し挟む余地があるといわざるを得ない。」と判示している。

(ハ) 検討

株式消却時における法人税法 61 条の 2 第 1 項第 1 号に定める譲渡に係る対価の額は、その消却がされた日における当該株式の適正な価額、すなわちその日における当該株式の時価に基づいて算定されるべきものと解される。そして、法人税法基本通達 2-3-4 は、法人が無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合における対価の額の算定にあたっては、同通達 4-1-4 から 4-1-6 の取扱いを準用する旨を定めている。その有価証券の価額について法人税法基本通達 4-1-5 (4) は、市場有価証券等以外の株式のうち、売買実例があるもの、公開途上にあるもの、及び売買実例がないもので類似株式があるものに該当しないものについては、直前の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額と規定している。その上で、同通達 4-1-6 は、上記の場合に

は、課税上弊害がない限り、一定の条件のもと評価通達による評価を認めることとしている。法人税法基本通達が評価通達を準用するに当たっての課税上弊害とはどのようなものかについては、評価通達 6 項の特別の事情と同様に明確に定義されているわけではない。原告が主張した類似業種比準方式には、評価会社が、標本会社である上場会社と同様に正常な営業活動を行っていることが前提条件となることから⁽⁶⁵⁾、適用限界があるとされており、その適用限界は特に合併等の組織再編成直後に課税時期がある場合の適用の可否の問題として生じるものとされている⁽⁶⁶⁾。類似業種比準方式の合理性が担保されるためには、評価会社における比準要素が適切に把握されることが必要となる。そのため組織再編成の前後において、評価会社の規模、主たる業種目、経営状況等の会社の実態や、配当、利益、純資産額の類似業種比準方式における比準 3 要素に顕著な変化がある場合には、類似業種比準方式による評価は適当でないと考えられている。本判決では、この類似業種比準方式の適用限界が法人税法基本通達に定める課税上の弊害として認められたことに意義があると考え⁽⁶⁷⁾。

本判決では、F 銀行の合併比率の算定は、利害関係のない第 3 者により行われたという点で相応の客観性を備えているものと認められる。そしてその算定方法についても、法人税法基本通達 4-1-5 (4) が定めるところと同様の株式価額の算定方法である純資産価額方式であり、法人税法における時価評価としての合理性を認めることができる。また、当該合併比率は実際の合併比率として用いられたものであり、

(65) 土橋令「相続税財産評価基本通達（株式関係）の一部改正について」税務弘報 38 卷 13 号 112 頁（1990）。

(66) 渡邊定義・森若代志雄『「財産評実務上の重点事項」(6) 一類似業種比準方式一』国税速報第 5528 号 8 頁（2003）。

(67) 小山・前掲注(2) 60 頁は、「裁判所は、『課税上弊害』があるかどうかについて、①財産評価基本通達による評価方法が通常の取引における当事者の合理的意思に合致するかどうか、②他の納税者との間での実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるかどうか、という点から判断しているものと思われる」と述べている。

株主総会決議など必要とされる手続きを経ていると考えられることから、通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものということができる。このように、租税法においても、会社法における判断枠組みと同様に、当事者の合理的な意思決定を尊重し、価格の形成過程の公正性を審査することには合理性があると思われる⁽⁶⁸⁾。

組織再編成が行われたことにより、評価通達に定める類似業種比準方式が適当ではないと認められる場合に、法人税法上の時価を法人税法基本通達 4-1-5 (4) に基づき時価純資産方式により算定することは、評価通達 189 において開業後 3 年未満の会社の株式等の評価を純資産価額方式により行うとする評価通達の趣旨にもかかなうものといえる。

ロ 株主が同族会社に対し譲渡した他の同族会社の株式等の譲渡価額が時価よりも著しく低いとして譲受会社の既存株主が受けた経済的利益に相続税法 9 条が適用された事例（東京高裁平成 27 年 4 月 22 日判決税資 265 号順号 12654、東京地裁平成 26 年 10 月 29 日税務訴訟資料 264 号順号 12556）。

(イ) 事案の概要

本件は、前掲の東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決の相続税事件の相続人丙が、当該事件において相続により取得した評価通達 6 項により評価された有限会社 B 社の出資持分を、株主グループ会社の C、D 社に譲渡した事例である。当該相続税事件の控訴審判決（東京高裁平成 17 年 1 月 1 9 日判決）が確定した直後の平成 17 年 3 月に相続人丙は、その B 社の出資持分を 1 口当たり 3 万 9,235 円で C、D 会社に譲渡した。課税庁は、相続税事件と同様に、当該 B 社出資持分を評価通達 6 項により 8 万 1,204 円と評価し、当該譲渡が時価よりも著しく低い価

(68) 小山・前掲注(2) 51 頁。

額の対価でなされたものであり、相続税法基本通達 9-2 (4)⁽⁶⁹⁾に該当するものとして、譲受会社 C、D 社の他の株主が受けた経済的利益に対して相続税法 9 条による課税処分を行った。なお、相続時に B 社における相続人グループの議決権割合を過半数未満とするために、取引先 13 社に譲渡されていた B 社の 52%に相当する出資持分については、同年 8 月に C 社が 1 口当たり 5,000 円で取引先 13 社から買戻していた⁽⁷⁰⁾。

(ロ) 適正な譲渡価格

本件の争点は多岐にわたるが、本稿では企業価値評価の問題のみを取り上げる。

本件では、B 社出資持分の譲渡時の時価をどのように算定するか、そして、他 C、D 社の株主が受けた経済的利益をどのように算定するかが問題となった。

出資持分の時価について、原告は、取引先 13 社と C 社との間の B 社出資持分の取引における 1 口 5,000 円の価格が、当事者間に資本関係並びに同族関係及び役員の兼任等の人的関係がないことを理由として、適正な売買事例と評価すべきであると主張した。これに対し東京高裁は、取引先 13 社が、納税者側からの働きかけに応じて B 社出資を購入して、安定社員として B 社の経営に協力してきたこと及び当該買戻しが同族グループ会社のガバナンスの見直しに伴う必要性を理由とした売却依頼に応じて納税者側で指定した金額による売却に応じた

(69) 相続税法基本通達 9-2 (4) は、会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合に、同族会社の株式又は出資の価額が増加したときにおいては、その株主又は社員が、当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、当該財産を譲渡した者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする旨を定めている。

(70) 判決の事実関係によれば、納税者は、取引先に対し、1 口当たり 5,000 円の算定根拠として、額面金額が 1,000 円のところ毎期 5 パーセントの配当を実施していることを前提に配当還元方式により評価した価額である 1 口当たり 500 円の 10 倍としたと説明していた。

ものであるという取引の特殊性から、目的物の客観的な交換価値に即した売買実例として適切と認めることはできず、譲渡時の時価であるとはいえないと判断した。そして、東京高裁は、B 社出資持分の譲渡時の時価の算定方法について、相続人等が会社を実質的に支配していることを理由として、「評価通達の定める評価方法以外の評価方式によるべき特段の事情があるというべきである」と判示した。具体的には、同族株主の判定、株式等保有特定会社の判定、法人税額等相当額控除といった評価通達の規定うち特別の事情があると認められる部分については通常とは異なる方法を採用し、その部分以外の評価通達を前提として原則的な評価方法により算定した出資持分の価格を譲渡の時の時価であるというべきであるとした。

その上で、C、D 社の他の株主が受けた経済的利益の算定については、低額譲渡が行われた前後の C、D 社の株式等の評価通達 6 項による評価額の差額として評価することが相当であるとし、その際、低額譲渡により増加した C、D 社の純資産額の計算における低額譲渡された B 社出資持分の時価については、法人税の税務計算上の価額を用いることとした⁽⁷¹⁾。

(ハ) 検討

取引相場のない株式等の時価については、譲渡所得の課税実務にお

(71) 東京地判平成 26 年 10 月 29 日税務訴訟資料 264 号順号 12556。「直前期末において財産の低額譲渡があったものと仮定した場合の類似業種比準価額計算上の〔D〕の金額は、直前期末において財産の低額譲渡がなかったものとして計算した類似業種比準価額計算上の〔D〕の金額の計算の基とした純資産価額に、財産の低額譲渡により取得した財産の時価に相当する金額から財産の低額譲渡に係る対価の額を控除した金額（その財産の低額譲渡について課されるべき法人税等の額を控除した金額）を加算した金額を直前期末現在の発行済株式数で除して計算した 1 株当たりの金額による。この場合における財産の低額譲渡を受けたことにより取得した財産の時価は、法人税の税務計算上の価額による（法人税基本通達 9-1-14 は、上場有価証券等以外の株式について、評価損を計上する場合の期末時価の算定に係る定めであるが、関係会社間等において株式の売買を行う場合の適正取引価額の算定に当たっても準用されるものと解される。）。」

いても、評価通達を準用する場合があるが、本件判決も個人から法人への株式の低額譲渡が行われた場合のその譲渡価格と比較すべき株式時価の算定及び相続税法 9 条に規定する利益の価額の算定を評価通達の定めるところにより行うことの適法性について容認しているといえる⁽⁷²⁾。本件においては、その際に評価通達の特定の規定について評価通達 6 項により通常と異なる判定をすること認めていることに意義があるといえる。本件では、納税者も課税庁も出資持分の評価において評価通達を用いることについて、令和 4 年判決の事例とは異なり争いにならなかったが、評価通達 6 項の適用が認められる特別な事情があると認められる以上は、令和 4 年判決と同様に、鑑定評価といった別の合理的な評価方法を採用することも可能であるといえる。

本件では、相続税法 9 条の経済的利益の算定において、譲渡の時の出資持分の時価は、法人税の税額計算上の時価としている。C、D 社の B 社出資持分の低額譲受につき、当該出資持分の譲受対価の額とその譲受時における適正な時価との差額（受贈益）が、法人税法の収益に該当するか否かが争点となった、東京高裁平成 28 年 4 月 21 日判決（税務訴訟資料 260 号順号 12848）は、法人税法基本通達が、課税上の弊害がある場合に評価通達の準用を認めないことについて「相続の場合と法人が無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合とでは、前者が自然人の死亡による場合であり、後者が法人の意思決定による場合であるという性質上の違いがあり、後者の場合には、法人を実質的に支配する閉鎖的な集団が操作して評価通達 178 から 189-7 までの取引相場のない株式の評価の例によることが可能になるような外観を作出し、もって、法人税の負担を不当に減少させる結果をもたらして他の法人との公平を害することとなるときがあり得るのであって、このような場合は法人税法基本通達 9-1-1 4 が除外する課税上弊害

(72) 品川芳宣「同族会社に対する株式譲渡と当該株主に対するみなし贈与課税」税研 182 号 97 頁（2015）。

があるときに当ると解することができるのであり、このように解することは法人税法 132 条の根底をなす法意にもかなうものといえることができる。」と判示している⁽⁷³⁾。本件と上記の法人税の事件から、株式等が法人に寄附又は不公平な価額により譲渡若しくは現物出資された場合には、譲受法人の株主に対し相続税法 9 条の適用があるだけでなく、法人への受贈益課税が発生すること、そして、相続税法 9 条の経済的利益及び法人の受贈益の算定は法人税の税額計算上の時価により行われることが確認されたといえる。そして、相続税法上、株式等の評価に評価通達 6 項の適用が認められる場合には、法人税法においても課税の公平の観点から、評価通達を準用することには課税上弊害があるといえることができる。

ハ 小括

企業価値の評価方法には多種多様なものがある上、特に同族会社においては、当事者、親族間の利害調整も求められることから、資産管理会社が組織再編成を行う場合、どのようにその企業価値を評価すべきかについては、明確な基準は示されていない。

そこで、相続税法 9 条の適用の検討にあたり、合併比率等が公平であるかの判断にあたっては、まず、M&A 指針に定める第三者評価機関等からの株式価値算定書等の取得といった独立当事者間の取引に比肩するような公正な手続を経て組織再編成が行われているか否かを判断するべきであろう。その上で、採用された企業価値算定方法が、会社の個別事情に適合しているかという検討を行う必要があると考える。そして合理的な算定が行われていると判断されれば、相続税法 9 条の適用は

(73) 所得税法基本通達 59-6 (株式等を贈与等した場合の「その時における価額」) においても、一定の条件のもと評価通達を準用する旨を定めているが、その取扱いについては、「当然のことながら、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額 (時価) により取引されたと認められる場合など、この取扱いを形式的に当てはめて判定することが相当でない場合もあることから、この取扱いは原則的なものとしている。」と解説されている (櫻田明『所得税基本通達逐条解説』760 頁 (大蔵財務協会、2021))。

ないであろうと考えられる⁽⁷⁴⁾。

企業価値算定方法として評価通達が採用された場合であっても、組織再編成の一連の行為により、会社の規模、業務内容といった会社の実態や、配当金額、資産額といった類似業種比準方式における比準要素に顕著な変化がある場合には、類似業種比準方式による原則的な評価方法は適正な時価を算定するにふさわしい方法とはいえ、そのような場合には、評価通達 6 項の適用が認められるであろう。そして、評価通達を準用することに課税上の弊害があると認められるような場合であって、その決定された合併比率等に疑義が認められるときには⁽⁷⁵⁾、組織再編成が会社の行為であることから、法人税法基本通達の規定に即して、当事会社の「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により算定した比率との間にどの程度の乖離があるかを審査することが合理的な方法である考える。

2 相続税法 64 条 1 項の適用

(1) 相続税法 64 条 1 項の意義と不当性

相続税法 64 条第 1 項は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を減少させる結果となると認

(74) 古谷・前掲注(19) 195 頁。

(75) 佐藤信祐「非上場会社の株式交付型組織再編における公正な価格」法学政治学論究 111 号 216 頁 (2016) は、「非上場会社の組織再編では、株主総会を支配している一部の株主と取締役により組織再編比率が決められ、かつ、情報も十分に開示されないような、組織再編比率の形成過程の透明性に疑いがある場合が考えられる。さらに、配当がほとんど行われていない場合には、株式価値よりも役員報酬に対する興味が強いと思われるため、組織再編後に支配株主が取締役に就任するために、株主総会や取締役会が自社にとって不利な組織再編比率を容認することも考えられる。したがって、特別の資本関係がない会社間の組織再編であったとしても組織再編比率が公正なものとして推認することはできない。特別の資本関係がある会社間の組織再編であればなおさらである。」と述べている。

められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる」と規定している。

同族会社の行為計算否認規定の趣旨については、「同族会社が少数の株主ないし社員によって支配されているため、当該会社またはその関係者の税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われやすいことにかんがみ、税負担の公平を維持するため、そのような行為や計算が行われた場合に、それを正常な行為や計算に引き直して更正又は決定を行なう権限を税務署長に認めるものである」⁽⁷⁶⁾と解されている。

相続税法 64 条 1 項の「不当性」について、大阪高裁平成 19 年 4 月 17 日判決（税資 257 号順号 10691）は、「このような同族会社により租税回避行為が容易に行われるのを防止して租税負担の適正化を図るという相続税法 64 条 1 項の趣旨、目的からすれば、同族会社の行為又は計算が相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるかどうかは、経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が経済人の行為として不自然、不合理なもの認められるか否かを基準として判断すべきである。」と判示している。そして、同項の趣旨、目的に照らすと「ここでいう純粹経済人の行為として不自然、不合理なものかどうかは、同族会社の利益を図るという同族会社の株主ないし経営者としての立場に重きを置くのではなく、個人としての合理性を中心に考えるべきものである。」とした。

今村隆教授は、相続税法 64 条 1 項の「不当に減少」の判断基準としての経済的合理性について「必ずしも同族会社側だけからみて経済不合理を意味するのではなく、取引の全体が経済不合理な場合という意味である。この場合、株主側の視点も問題となることから、純粹な経済合理性基準では判定が困難であり、所得税法 157 条と同様の問題が生じる。パチンコ平和事件地裁判決と同様に、補完的に独立当事者基準で判断せざる得ない。」と

(76) 金子・前掲注(3)531 頁。

述べている⁽⁷⁷⁾。相続税法 64 条 1 項の不当性の判断については、独立当事者間取引基準（個人と独立かつ対等で相互に特殊関係のない法人との間で行われた場合には、経済的合理性を欠くかどうか）により判断すべきものと考えられ、その場合の経済的合理性の判断（対象者）は、取引行為全体で判断すべきものと考えられる⁽⁷⁸⁾。

（２）相続税法 64 条 1 項の適用場面

イ 相続税法 23 条（地上権の評価）の規定を利用した事例

被相続人の所有する宅地に同族会社が地上権を設定する契約が否認された事例（大阪地裁平成 12 年 5 月 12 日判決税資 247 号 607 頁）⁽⁷⁹⁾。

被相続人は相続開始の直前に、駐車場業を営む同族会社に対し、その所有する宅地について駐車場業の用に供する目的で、存続期間を 60 年とする地上権の設定契約を締結した。

本件において、相続税を不当に減少させる行為であると判断された要因は、①駐車場経営という経営目的に照らすと、賃借権ではなく極めて強固な利用権である地上権が設定されたことは不自然であること、②極めて高額な地代が設定され会社に大幅な営業損失が生じており、会社の採算性を考慮すると不自然、不合理なものといえること、③相続開始の直前に、60 年間の地上権を設定することは被相続人の年齢からして不自然であることである。これらの事実関係から相続税法 64 条 1 項により

(77) 今村隆『現代税制の現状と課題（組成回避否認規定編）』132 頁（新日本法規出版、2017）。

独立当事者基準に関し、金子・前掲注(3)542 頁は、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合は、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のことであり、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間でおこなわれ取引(…)とはことなっている取引には、それにあたりと解すべき場合が多いであろう。」と述べている。

(78) 加藤浩「相続税法 64 条と財産評価基本通達 6 項との関係について - 取引相場のない株式会社を中心として -」税大論争 94 号 226 頁（2018）。

(79) 地上権の設定が否認された事例として他に、大阪地判平成 15 年 7 月 30 日税資 253 号順号 9402。

地上権設定行為を否認することができる判断された⁽⁸⁰⁾。

本件は地上権の評価方法を定める相続税法 23 条の地上権の評価の規定を利用して被相続人の所有する土地の評価額の減額を図った事例である。言い換えると、この地上権の設定は、相続税法 23 条の規定がなければ行われなかった契約であるともいえる⁽⁸¹⁾。

地上権の設定を前提とした場合には、評価通達 6 項によって底地を評価することは実際に権利がある以上困難であろうことから⁽⁸²⁾、このような相続税法の評価規定を利用した課税価格の圧縮を図る事例は、相続税法 64 条 1 項によらなければならない事例であると言える。

ロ 相続税法 13 条（債務控除）の規定を利用した事例

被相続人とその同族会社との間で締結された同族会社所有の土地の売買契約に係る売買価額を否認した事例（大阪地裁平成 18 年 10 月 25 日判決税資 256 号順号 10552）。

本件では相続開始直前に、被相続人が、相続税評価額約 1 億 2,400 万円の同族会社が所有する不動産を約 16 億 5,000 万円で購入する売買契約が締結された。その売買契約の価額は、同族会社の銀行借入金残高を

(80) 品川芳宜「相続税法 64 条と評価通達 6 項の関係」税研 16 巻 6 号 97 項(2001)は、「本件地上権の設定については、それを相続税法 64 条を適用して否認するにはその論拠がやや薄弱であり、本件地上権の存在を否認するというのであれば、評価通達 25 項（3）に定める地上権が設定された貸宅地の価額の評価において、同通達 6 項を適用して地上権の価額の控除を否定すれば足りるものとも考えられる。」と述べている。

(81) このような相続税法に定める評価方法に係る規定が相続税又は贈与税の課税価格を圧縮するために利用された例として、平成 22 年度税制改正前の相続税法 24 条の定期金に関する権利の評価の規定がある。その規定は、有期定期金の残存期間が 35 年を超える場合、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、100 分の 20 を乗じて計算した金額を、その権利の価額とするものであった。この減額割合に着目して、当時、定期金に関する権利の取得後に一時金受け取りへの変更や解約ができる高額な一時払個人年金などの租税回避的な年金保険等の金融商品が販売されていたこと等を理由に、現行の規定への改正が行われた（武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』2336 頁（第一法規、加除式））。

(82) 船田健二「同族会社の行為計算の否認規定」（財）日本税務研究センター編『同族会社の行為計算の否認規定の再検討－租税回避行為との関係を含めて－』106 頁（日本税務研究センター、2007）。

基に決定されものであった。そして、相続開始日において未払であった被相続人の当該売買代金債務約 15 億円が相続税法 13 条により課税価格から控除されることによって、相続税が相当額減額された。

本件においては、通常取引であれば不動産の時価を主要な基準としてその売買金額が決定されると考えられるにもかかわらず、同族会社の借入金残高の金額を基準として売買金額を決定し、不動産の時価相当額の 13 倍を超える金額を売買契約の代金額としたことが、経済的、実質的見地において純粋経済人の行為として不自然、不合理なものというほかなく、相続税の負担を不当に減少させる結果をもたらすものであるとして、相続税法 64 条 1 項の適用が認められた⁽⁸³⁾。

相続開始の直前に被相続人が同族会社から借入をして不動産を購入する又は同族会社から直接不動産を購入してその代金について金銭消費貸借契約を締結するなど、相続税対策として意図的に創出され債務であっても、相続税法 13 条の要件を満たす以上は、相続税法 64 条 1 項の行為計算否認規定でなければ否認できない行為といえる。ただし、同項により否認できるのは債務を創出した被相続人と同族会社の行為に経済的合理性がないと認められる場合に限られる。

ハ 現物出資を利用する事例

昭和 25 年の相続税法 64 条創設時、立法者の解説では同族会社に対し時価よりも低い価額で現物出資するような行為に備えて相続税法 64 条を設けた旨が説明されており⁽⁸⁴⁾、同族会社の行為を否認できる例として「同族会社等が株主等から現物出資を受けた財産の評価額を相続税の評価基準である時価に比して著しく低い価額としているときは、その株

(83) 被相続人が同族会社から賃貸用建物を高額で購入した売買契約に対して相続税法 64 条 1 項が適用された事例として国税不服審判所平成 27 年 1 月 6 日裁決がある（未刊行）。「ニュース特集 同族会社と締結した売買契約の経済合理性が問題に 賃貸用建物の取得と借入金の計上、相続税の行為計算否認めぐり裁決」[国税不服審判所平成 27.1.6 裁決] 週刊 T&A master603 号 4 頁（2015）。

(84) 泉美之松『相続税・富裕税の実務』126 頁（税務経理協会、1950）。

主等の相続税又は贈与税を更正又は決定する場合に会社の評価額によらず税務署長の認定する評価額（時価）によることになる。」⁽⁸⁵⁾と説明されている。

この財産を低額で現物出資する方法の一つであるいわゆる「A社B社方式」を利用した相続財産の圧縮による相続税の負担の軽減について、大阪地裁平成12年5月12日判決（税資247号607頁）は、評価通達6項を適用した評価額を認めているが、品川芳宜名誉教授は、「本件出資の評価において評価通達6項を適用する本判決等の論拠については、むしろ『相続税法64条を適用する場合の論拠になり得るものであり、本件出資の価額（時価）が本来幾許であるかという評価論から乖離している。』」と述べている⁽⁸⁶⁾。

このような時価よりも低い価額での現物出資が、相続税法64条第1項の対象となるのであれば、他の組織再編成の方法においても、企業価値評価、株式の価格の評価において、経済的合理性を欠いていると認められる場合には同様に同項の適用対象となるであろう。また、組織再編成に係る一連の取引では、上記イ及びロで取り上げた、権利の設定や金銭消費貸借契約の締結が行われることも想定される。したがって、組織再編成においても相続税法64条4項だけでなく、同条1項が適用される場面が想定される。

（3）相続税法64条1項の不当性判断の対象の範囲

過去の相続税法64条1項の裁判例において、否認の対象となった行為は、地上権の設定契約、土地の売買契約といった同族会社とその関係する個人との間の一つの契約であった。それらの否認の対象となった行為は相続税法23条（地上権の評価）及び13条（債務控除）を利用するためにあえて締結された契約であり、課税価格を減少させる意図が明確である不自然な行為であると認められた。これに対し、評価通達6項の過去の裁判例

(85) 武田・前掲(81)3578頁。

(86) 品川・前掲注(80)97頁。

においては、相続開始前の数年間において行われた銀行借入、会社設立、不動産購入、株式の低額譲渡等といった複数の行為から構成された一連の行為が、税負担減少の意図をもって行われた行為であり、同項に規定する「特別の事情」があると認められる要因とされていた。今後、組織再編成における相続税法 64 条 1 項の適用については、同様の観点からの不当性の検討が必要と考える。このような私法上異なる複数の取引を「一連の行為」として一体的に法律構成し、これに対して同族会社の行為計算否認を行うことは、法人税の同族会社の行為計算否認規定の適用が争点となった事件では、従来から行われている⁽⁸⁷⁾。

法人税の同族会社の行為計算否認規定の適用が争点となった事件で、数年にわたって行われた行為を一連の行為として捉えた事件として、東京地裁昭和 47 年 9 月 12 日判決⁽⁸⁸⁾がある。

東京地裁は、昭和 34 年に同一の個人が支配する同族会社間において、一方の会社が他方の会社を対象に債務引受及び貸付をし、その債権に関する未收利息とともに昭和 38 年に貸倒処理をした一連の行為について、一体として観念し否認するのが相当であると判断した。この事件においては債務引受の時点において、すでに他方の会社が事実上破産していたことから、当該行為が不自然、不合理なものであり同族会社間であるが故に行われたものと認定された。上記の事件は、債務引受に係る一連の行為の全体を否認の対象としているが、組織再編成に係る一連の行為のうち、金銭の借入に対する法人税法の行為計算否認規定の適用の可否が争点となった事件において、最高裁令和 4 年 4 月 21 日第一小法廷判決（裁判所ウェブサイト）⁽⁸⁹⁾は、「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合

(87) 一連の行為を行為計算否認の対象とすべきか否かについては、消極説もある。岩崎政明「租税回避の否認と法の解釈適用の限界—取引の一体的把握による同族会社の行為計算否認—」金子宏編『租税法の基本問題』75 頁（有斐閣、2007）。

(88) 東京地判昭和 47 年 9 月 12 日税資 66 号 188 頁。

(89) 最判令和 4 年 4 月 21 日（裁判所ウェブサイト）。

的に考慮して判断すべきものであるところ、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。」と判示している⁽⁹⁰⁾。相続税法 64 条 1 項の否認対象とされる相続税法の評価規定及び同法 13 条の債務控除の規定を利用する行為、経済合理性を欠く受入れ財産の評価と言った行為は、組織再編成においても行われる可能性があり、その場合には一連の取引全体の経済的合理性が不当性要件の判断基準になることは、法人税法 132 条の場合と同様であると考えられる。

3 小括

評価通達 6 項は、現実の法律関係を基礎としつつ、評価通達を形式的に適することが著しく不相当である場合に適用される。これに対し、相続税法 64 条は、現実の法律関係を基礎とする限り、それを前提として財産評価を行うと税負担が不当に減少する場面に適用されることから、両者の適用範囲には異なる部分があるものと考えられる⁽⁹¹⁾。相続税法 64 条 1 項の

(90) 太田洋「ユニバーサルミュージック事件東京高裁判決の分析と検討〔下〕」国際税務 40 卷 11 号 65 頁-67 頁 (2020) は、「この点については、不当減少要件の充足の有無を判断する（とくに、不自然性基準及び正当化事由基準を適用する）に際しては、組織再編行為それ自体だけでなく、それがなされた『文脈』を考慮することもゆるされるように思われる。すなわち、同判決は、法 132 条 1 項の同族会社の行為・計算否認規定についてであるが、否認の対象としては、借入行為のみを問題にするとしつつ、不動減少要件の充足の有無を判断するに際しては（当該借入れ行為がその一環をなしているところの）一連の組織再編取引等の異常・変則性（不自然性）や正当化事由（合理的理由）の存否等を参照し、その上で、当該借入れ行為それ自体に係る事情（融資条件等）を、かかる組織再編取引等の異常変則性・正当理由等の検討結果と併存的に考慮されるべきものと位置付けており、当該借入れ行為に経済合理性が認められるか否かを、それがなされた『文脈』の中で検証している」と述べている。

(91) 石川・前掲注(47)606 頁。

裁判事件のように、実際の地上権や債務の存在を否認しなければ、適正な課税価格の計算が不可能な場面では、評価通達 6 項を適用することが不可能であろう。

また、相続税法 9 条は、贈与には該当しないが、株主間の利益の移転をもたらす行為がある場合に適用されるため、株式の評価額を引き下げる行為の後に、株式を贈与するケースでは機能しない。そういった場合には、相続税法 64 条 1 項が必要とされるであろう。

しかし、組織再編成が行われた場合において、同項を適用するために、法人税法の同族会社の行為計算否認規定の適用が争われた事件のように、複数の行為を一連の行為として一体的にとらえること、一連の行為全体について経済的合理性の欠如を立証することには困難が伴うものとする。それゆえ、組織再編成が行われた事例においては、相続税法 64 条 4 項が重要な役割を果たすものとする。

第 4 章 組織再編成における相続税法の 行為計算否認規定

第 1 節 相続税法 64 条 4 項の意義

1 相続税法 64 条 4 項の意義

相続税法 64 条 4 項は、次のとおり規定している。

「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第 2 条第 12 号の 5 の 2 に規定する現物分配若しくは同条 12 号の 16 に規定する株式交換等若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。」

同項の規定を整理するとその適用要件は、①合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人であること、②当該法人の行為又は計算であること、③当該法人の株主等の相続税等の負担を不当に減少させること、に整理される。

2 相続税法 64 条 4 項の趣旨

平成 13 年度税制改正における相続税法 64 条 4 項創設の背景については、「企業組織再編成に係る税制については、企業組織再編成により資産の移転を行った場合にその取引実態にあった課税を行うとともに、法人税等においては、現行の現物出資、合併等に係る税制を改め、全体として整合的な考え

方に基づいて整備が図られることとなりました。一方、従来より、法人税においては、合併や現物出資を利用した租税回避行為が指摘されてきましたが、近年の企業組織法制の大幅な緩和に伴って、組織再編成の形態や方法は相当に多様となっており、組織再編成を利用する複雑、かつ、巧妙な租税回避行為が増加するおそれがあります。そこで、これらに対しても適正に課税を行うことができるように、相続税、贈与税及び地価税においても、租税回避の手段を限定しない一般的な租税回避防止規定を措置することとされました。」と説明されている⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾。創設の背景の中で言われている税法における整備は、「組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当」との考えのもと、「組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる」、「分割型の会社分割や合併における分割法人や被合併法人の株主の旧株（分割法人や被合併法人の株式）の譲渡損益についても・・・株主の投資が継続していると認められるものについては、上記と同様の考え方に基づきその計上を繰り延べる」といった制度の創設のことと考えられる⁽⁹⁴⁾。

これらのことから、相続税法 64 条 4 項は、主に課税の繰り延べを内容とする租税法の規定の整備が図られたこと、柔軟な企業組織再編を可能とするための法制等の整備が進められたことから、相続税等においても組織再編成を利用した租税回避行為が増加するおそれがあったことから、これらに対応することを目的として組織再編成に関する一般の否認規定として創設されたものと考えられる。

このような一般的な否認規定について、今村隆教授は、「一般否認規定は、多様な租税回避を防止するため、要件については、租税回避目的であるとか

(92) 中尾・前掲注(4)492頁。

(93) 武田・前掲注(81)3573の3頁。

(94) 税制調査会平成 12 年 10 月「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」第 1・(3) (https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2000/a02kai_2.html) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧)。

租税法規の濫用であるといった不確定概念で規定し、そのような場合に、私法上の行為や事実を税法上ないものとして扱ったり、あるいは、これを引き直して、当該税効果を否定する規定である。」と述べている⁽⁹⁵⁾。

3 適用場面

(1) 組織再編成を利用した租税回避行為の例

相続税法 64 条 4 項については、通達、質疑応答事例等もなく、具体的な適用場面を説明するものは少ない。法人税法 132 条の 2 の規定の創設趣旨の説明においては、組織再編成を利用した租税回避行為の例として、次の例が揚げられている⁽⁹⁶⁾。

- ① 欠損金や含み損のある会社買収し、その欠損金や含み損を利用するために組織再編を行う。
- ② 複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなどにより、課税を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う。
- ③ 相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で組織再編成を行う。
- ④ 株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割等を行う。

そして、「これらの組織再編成を利用した租税回避行為は、上記のようなものに止まらず、その行為の形態や方法が相当に多様なものとなると考えられることから、これらに適正な課税を行うことができるように包括的な組織再編成に係る租税回避防止規定が設けられました（法 132 の 2）。」と説明されている。

(2) 資産又は株式の無税による移転

上記②の例について朝長英樹税理士は、「法人が『資産譲渡』を行うこと

(95) 今村隆『租税回避と濫用法理－租税回避の基礎的研究－』213 頁（大蔵財務協会、2015）。

(96) 中尾ほか・前掲注(4) 243-244 頁。

自体には、税制上の問題はないが、『複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなど』によって、法人税の負担を減少させていることには問題がある。「この例は、事業目的があったからといって 132 条の 2 が適用されないということにはならない、ということを明確に示すものでもあります。」と説明されている⁽⁹⁷⁾。成道名誉教授は、この資産譲渡に関し、「他の法人の土地を取得するために、その法人を株式交換によって完全子法人とし、次に適格現物出資でもって移転することも考えられる。この場合、100%完全支配関係での株式交換、現物出資であるので、事業継続要件はかされないが、明らかに土地のみを課税されずに譲渡する目的でもって仕組まれたものであるとなれば、この包括的な租税回避否認の規定でもって課税関係が見直される場合もありえよう。」⁽⁹⁸⁾と述べている。同様の行為は、平成 22 年のグループ法人税制創設以降は、株式交換後に適格現物出資を行う必要はなく、譲渡及び寄附によっても無税で財産移転を行なえるようになったことから、複数の組織再編成税制及びグループ法人税制の段階的な組み合わせによる資産の譲渡についても、行為計算否認の規定が適用される場合があるものとする⁽⁹⁹⁾。資産管理会社間において、無税で不動産や株式等の譲渡が可能となると、評価通達による株式評価額が低い会社や欠損会社に無税で財産を移転することも可能となり、贈与税及び相続税の課税を回避しつつ株主間で経済的価値の移転を容易に行うことが可能となる。組織

(97) 朝長英樹『包括否認訴訟をめぐる考察—組織再編成をめぐる包括否認と税務訴訟』43 頁（清文社、2014）。

(98) 成道・前掲注(45)175 頁。

(99) 太田・前掲注(2)926～929 頁。太田弁護士は、法人税法 132 条の 2 に規定する税負担が減少することとなる「その他の事由」の意義について、法人税負担を減少させる結果となる事由を広く含むと解し、さらに、組織再編行為の結果生み出された状態に基づいて間接的に生じるような場合も射程の内に含めるべきであろうと述べている。しかし、「株式の譲渡損の計上や株式の評価を引き下げることなどは、組織再編行為を用いなくても行い得るものであり、通常取引行為等を用いた場合と異なって、たまたま組織再編行為を『手段』として用いた場合のみ、行為計算否認の対象となるというのは、余りに衡平を失するのではないかと思われる。」として、法人税法 132 条の 2 の適用範囲は少なくとも、組織再編行為を用いることによつてのみ初めて問題となる結果（税負担の減少）が生じる場合に限定すべきと述べている。

再編成を利用して資産の移転を行い、組織再編税制の適用により法人税又は所得税の課税は繰り延べられ問題にならないとしても、その結果、株主間で経済的価値の移転が生じ、相続税等の負担を減少させるとするならば相続税上は問題があるといえる。仮に、その行為に事業目的があった場合であっても相続税対策が主目的であると認められれば、相続税法 64 条 4 項が適用される可能性があるものとする。

(3) 株式評価の引下げ

上記④の例について、朝長英樹税理士は、「組織再編成によって、法人の資産・負債等の状態を変更したり、株主の株式保有割合を変更したりすることにより、株主が保有するその法人の株式の価値を変更することが可能となる。株主における租税回避を目的として、法人において組織再編成を行う、ということも、当然、行われるおそれがあるわけである。近年は、同族グループにおいて組織再編成が行われるケースが非常に増えているが、その中には、相続税対策として組織再編成を行うものが少ないないという声も聞かれる。組織再編成に係る行為又は計算の否認は、法人税においてのみ行われるわけではなく、相続税や所得税においても行われることとなっており、今後は、法人税だけでなく、相続税や所得税における適用例も生じてくることとなると考えられる。」と述べている⁽¹⁰⁰⁾。

株式の評価を下げるために行う組織再編成について、成道名誉教授は、「A 法人が X、Y 部門の事業を行っており、B 法人が Z 部門の事業を行っている場合に、A 法人の Y 部門を切り離して B 法人の Z 部門に吸収分割させ、その結果として B 法人が中会社から大会社となった場合に、B 社の株式の評価が引き下がることが生じる。単なる株価を引き下げるために会社分割が行われたとすれば、税法上では分割なかりしものと評価が行われるものと思われる。」と述べている⁽¹⁰¹⁾。

(100) 朝長・前掲注(97)387 頁。

(101) 成道・前掲注(45)175 頁。

また、加藤浩氏は、組織再編成を利用した株式評価引下げの事例として次の 2 つのケースを挙げている⁽¹⁰²⁾。①類似業種比準方式により評価することとなる大会社に該当する会社が、高収益部門を会社分割により切り離して子会社化することにより、類似業種比準価額計算上の比準要素である利益金額及び純資産価額を引下げた上で株式を贈与するケースでは、分割がなかったものとして株式を評価する。②純資産価額方式により評価することとなる「土地保有特定会社」を回避するために、大会社該当する会社が土地を保有していない子会社を合併することにより土地保有特定会社を回避した上で株式を贈与するケースでは、合併が行われなかったものとして「土地保有会社」として評価する。

第 2 節 適用要件

相続税法 64 条 4 項の適用要件は、その条文の規定から①合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人であること、②当該法人の行為又は計算であること、③当該法人の株主等の相続税等の負担を不当に減少させること、に整理される。

1 行為の主体となる法人

相続税法 64 条 4 項の対象となる法人は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第 2 条第 12 号の 5 の 2 に規定する現物分配若しくは同条 12 号の 16 に規定する株式交換等若しくは株式移転（以下「合併等」という。）をした法人、合併等により資産及び負債の移転を受けた法人及び合併等により交付された株式又は出資を発行した法人（以下「合併等をした法人等」という。）である。

相続税法 64 条 4 項に掲げられた組織再編成の行為は、法人税法 132 条の

(102) 加藤・前掲注(78)264-267 頁。

2の規定内容と一致している。法人税法 132 条の 2 について、ヤフー事件最高裁判決⁽¹⁰³⁾は、「組織再編成においては、複数の法人が関与することがその性質上当然に予定されているのであり、組織再編成に関する複数の当事者の中のいずれかの法人が不当な行為・計算を行うことによって、当該法人についてのみならず、組織再編成の当事者である他の法人についても、法人税の負担の減少が生じ得ることが当然に予定されている」としている。

相続税法 64 条 4 項において、組織再編成の当事者である法人だけでなく、合併等により資産等を受け入れた法人及び合併等により交付された株式等を発行した法人が対象となっているのは、同様の趣旨によるものと考えられる。

この法人税法 132 条の 2 に掲げる組織再編成の行為について、太田洋弁護士は、「わが国の組織再編税制では、会社法の概念を前提として税制適格要件が構築されている（問題となる行為が会社法上の『合併』や『会社分割』に該当しなければ、そもそも適格組織再編成に該当する余地がない）」とし、「その結果、組織再編税制が対象としている組織再編行為の各類型に該当しない行為を行っても、組織再編行為に関する一般規定規定（法 132 条の 2）は適用されない。」⁽¹⁰⁴⁾と述べている。

この組織再編行為の類型のうち、現物出資については、注意が必要である。法人税の確定申告書の添付書類を規定する法人税法施行規則 35 条第 1 項第 6 号、第 7 号⁽¹⁰⁵⁾には、組織再編成の定義が置かれており、さらに、提出書類

(103) 最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 242 頁。

(104) 太田・前掲注(2)91 頁。

(105) 法人税法施行規則第 35 条（確定申告書の添付書類）

六 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し

七 組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）により当該組織

として株式交付計画書、株式等の数又は価額の算定の根拠を明らかにする書類が規定されている。この点について、令和 3 年税制改正の解説は「株式交付は、会社法の現物出資に関する規制の対象外とされていますが、株式交付子会社の株主が株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付して株式交付親会社の株式の交付を受ける行為であることから、現物出資の一種であることには変わりないと考えられます。したがって、組織再編成の範囲に株式交付を追加する改正は行われていません。」⁽¹⁰⁶⁾と述べている。

このことから、法人税法 132 条の 2 に規定する現物出資には株式交付が含まれているものと解され、株式交付をした法人等も同条の対象になるものと考えられる。よって、所得税法 157 条 4 項及び相続税法 64 条 4 項についても株式交付が対象に含まれるといえる。株式交付は株式交換よりも手続きが簡素化されていることから、交付する株式及び受入れ資産の評価額しだいで相続税等の負担減少に利用される可能性も高いことから、株式交付を同項の対象とすることは妥当であると考えられる。同様に「組織再編成のうち現物出資の範囲から、新株予約券付社債に付された新株予約券の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付が除外されました（法規 35 五、37 の 12 六、37 の 17①五）」⁽¹⁰⁷⁾とあり、現物出資の範囲については注意が必要である。

2 合併等をした法人等の行為又は計算

相続税法 64 条 4 項に規定する合併等をした法人等の行為又は計算につい

再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の第三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）

(106) 財務省・前掲注(7)376-377 頁。

(107) 財務省・前掲注(7)376-377 頁。

ては、「同項の対象となる行為は、合併等をした法人又は当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の行為又は計算で、これを容認した場合に税負担を不当に減少すると認められるものであり、組織再編成に関するものに限られないので、組織再編成に直接関係のないと思われる行為又は計算であつても否認される場合がある。」⁽¹⁰⁸⁾とされている。なお、この「行為又は計算」は「合併等」において行われるさまざまな「行為又は計算」であつて、「行為」から「合併等」が除かれているわけではなく、「合併等」という行為も含むとされている⁽¹⁰⁹⁾。

また、「行為又は計算」が、「組織再編成に直接関係のないと思われる行為」を含むと解されていることは、法人税法 132 条の 2 及び所得税法 157 条 4 項においても同様であり、組織再編成を含む一連の取引の「行為又は計算」を対象としているものと考えられている⁽¹¹⁰⁾。

相続税法 64 条 4 項においても、「行為又は計算」には、合併等を行った法人等が行った合併等の組織再編行為及びそれに係る一連の行為で相続税を不当に減少させる結果をもたらす行為が対象となるものとする⁽¹¹¹⁾。

3 「不当」に減少させるの意義

相続税法 64 条 4 項に規定する「相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」の「不当」とはどのように解

(108) 武田・前掲注(81)3585 頁。

なお、法人税法 132 条の 2 では、更正対象法人が否認の対象となる行為を行った法人と同一でなければ、更正等を行うことができないのかという点が問題となった。相続税法においては、更正等の対象となるのは株主等の個人であるから同じ問題は生じない。

(109) 朝長英樹・前掲注(97)518 頁。

(110) 齊木秀憲「組織再編成に係る行為計算否認規定の適用について」税大論叢 73 号 19 頁 (2012)。

(111) 太田・前掲注(2)929 頁は、「少なくとも法税 132 条の 2 の適用範囲は、組織再編成行為を用いることによつてのみ初めて問題となる結果（税負担の減少）が生じる場合に限定すべきではなかろうか。」と述べており、相続税法 64 条 4 項の適用範囲においても、同様のことがいえると考ええる。

積すべきか、同条 1 項にも「相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と規定されていることから、同じ条の 1 項と 4 項に規定された両項の「不当」について異なる解釈をすることができるのかが問題となる。

この相続税法 64 条 4 項の「不当」の解釈に当たっては、創設の経緯及び法形式上も類似していることから法人税法 132 条と 132 条の 2 の関係と同様に解釈すべきであると考える。

(1) 法人税法 132 条と 132 条の 2 の不当性

法人税法 132 条の「不当」の解釈は、判例・通説は経済的合理性基準によるべきものとされてきた。同法 132 条の 2 の不当性の判断基準についても、法人税法 132 条の枝番として 132 条の 2 が規定され、両者の規定ぶりが酷似し、否認要件の文言も同様であることから、両者を別異に解すべき理由はないとして、法人税法 132 条の 2 の不当性は、同法 132 条と同様に経済合理性基準であると解すべきとの見解もある⁽¹¹²⁾。

しかし、法人税法 132 条の 2 の不当性について、最高裁判平成 28 年 2 月 29 日第一小法廷判決（民集 70 卷 2 号 242 頁）は、「同条の趣旨及び目的からすれば、同条にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制（以下「組織再編税制」という。）に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいい、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減

(112) 大淵名誉教授は、「法人税法 132 条の同族会社の行為計算否認規定に規定される『不当に減少する』とは別の意味であるという 2 元説は文理解釈の論理にも違背する。」と述べている（大淵博義「学説・判例理論の租税回避否認論の検証と問題点（全 3 回）（第 3 回）法人に対する租税回避否認事例の検証とその問題点—最近の組織再編税制の行為計算の否認事例等を中心として—」租税研究 785 号 219 頁（2015））。

金子・前掲注（3）534 頁は、「132 条と 132 条の 2 は、適用対象は異なるが、『不当に減少』の判定基準は同一であるべきであると考える。」と述べている。

少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。」と判示している。

上記最高裁判決は、組織再編成の形態や方法が複雑かつ多様であるためこれを利用する巧妙な租税回避が行われやすく、租税回避の手段として濫用される恐れがあることから、税負担の公平を維持するため設けられたとの法人税法 132 条の 2 の趣旨・目的から、同条の「不当」とは、組織再編成の各規程の濫用であると判事したものである⁽¹¹³⁾。

法人税法 132 条の「不当」の解釈は、経済合理性基準によるべきものとされてきたが、同法 132 条の 2 の「不当」については、同法 132 条の「不当」の解釈とは異なり、組織再編成の各規程の濫用（以下「濫用基準」という。）によるということが判決により明らかにされたといえる⁽¹¹⁴⁾。

(113) 今村・前掲注 (77) 149 頁。

(114) 徳地淳＝林史高「判解」最高裁判所判例解説民事編平成 28 年度 106 頁 (2019)。
最高裁判所判例解説では、「組織再編成は売買契約や雇用契約などの典型契約とは異なるため、必ずしも一般的な取引慣行や取引相場があるわけではなく、多数の企業が関与して複雑かつ巧妙な租税回避行為が行われた場合、そもそも純経済人（特殊な利害関係のない一般的な経済人）の行為として自然かつ合理的な組織再編成とは何かという議論出発点からその審判判断に困難を来し、その不当性を適切に判断し得ない場合もあり得ると考えられる。そのような実務的な観点からも、法 132 条の 2 の不当要件の該当性の判断基準として経済合理性基準をそのまま用いることは、組織再編成という事柄の性質上、必ずしも適切でないと考えられる。」とされている

今村隆教授は、最高裁判決の示した、法人税法 132 条の 2 の不当性には経済合理性基準は含まれないとして、新たな「濫用基準」を示したものと述べている（今村隆「ヤフー事件及び IBM 事件最高裁判決から見えてきたもの（上）—IBM 事件は租税回避か？」税務弘報 64 巻 7 号 61 頁 (2016)）。

なお、ヤフー事件最高裁判決が示した「濫用」の概念について、組織再編税制に係る各規定の「濫用」とされたのは、経済合理性のない行為による（欠損金の引継ぎという）租税利益の享受であると解されるとし、判決が示した「濫用基準」は、経済合理性基準の一場合であると解されるとする見解もある（谷口勢津夫「同族会社税制の沿革及び現状と課題」税研 192 号 41 頁 (2017)）。

(2) 相続税法 64 条 1 項と 4 項の不当性

法人税法 132 条と 132 条の 2 の関係と同様に、相続税法 64 条 1 項と 4 項においても「不当」の解釈が異なるものとする。相続税法 64 条 1 項の判断基準は、法人税法 132 条と同じく判例・通説とも経済的合理性基準である。

他方、相続税法 64 条 4 項は、企業組織法制の大幅な緩和に伴って組織再編成の形態や方法が相当に多様となり、組織再編成を利用する複雑かつ巧妙な租税回避行為が増加するおそれがあったことから法人税法 132 条の 2 とともに新たに創設された規定である。ヤフー事件最高裁判所判例解説にあるとおり、組織再編成は、必ずしも一般的な取引慣行や取引相場があるわけではなく、その不当性について従来の経済合理性基準に基づき判断することは困難であるといえる⁽¹¹⁵⁾。

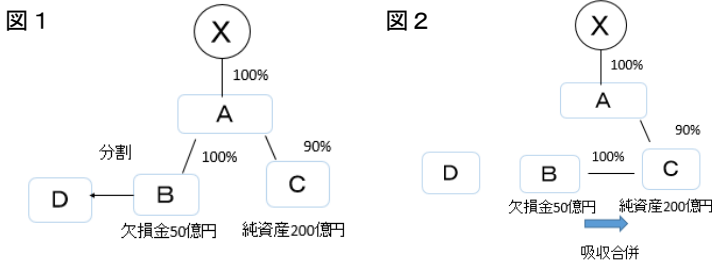
相続税法 64 条 4 項が同条 1 項の従来の解釈では対応できない新たな租税回避行為に対応するために創設されたという立法の経緯とその趣旨から、同項の「不当」は法人税法 132 条の 2 の「不当」と同様に解すべきであり、相続税法 64 条 1 項と 4 項の「不当」の解釈に相違が生じたとしても問題はないものとする⁽¹¹⁶⁾。よって、相続税法 64 条 4 項における「税負担を不当に減少させる」とは法人税法 132 条の 2 と同様に、組織再編成に関する各規定を租税回避の手段として濫用することにより相続税等の負担を減少させるものであることをいうものとする。

この相続税法 64 条 4 項の「不当」については、加藤浩氏は「相続税法 64 条 4 項の適用が検討されるような事案について、法人税法上の組織再編税制の規定を直接濫用するケースはそれほど多くないものと考えられる」として、同項の条文上組織再編税制を濫用した場合のみに適用されるとは考えられず、同項の不当性の判断基準としては、「組織再編成を租税回避の

(115) 徳地ほか・前掲注(114) 参照。

(116) 今村・前掲注 (77) 145 頁。

手段として濫用することと考えるべき」と述べている⁽¹¹⁷⁾。この法人税法上の組織再編税制の規定を直接濫用するケースとは、適格要件外しや形式的要件充足を行ったヤフー・IDCF事件⁽¹¹⁸⁾やPGM事件⁽¹¹⁹⁾のような子会社間の欠損金の引継ぎが法人税法 132 条の 2 により否認された次のようなケースを指すものと思われる。



上図において、被相続人 X は、資産管理会社 A 社を通じて、子会社 B 社、C 社その他数社の子会社の株式を所有している。このケースは、① B 社が分割により D 社を設立し、② D 社株式を譲渡するなどにより意図的に非適格分割にすることで欠損金を創出し (図 1)、③ C 社が B 社を完全子会社化した後に吸収合併を行う (図 2) スキームである。このように同族会社グループの子会社間で、欠損金の付け替えを行ったとしても、グループ全体の事業実態、資産内容について変化はないといえることから、法人税法 132 条の 2 の適用により欠損金の創出や引継ぎが否認された場合、相続税法 64 条 4 項の不当が法人税法 132 条の 2 の不当と同義であれば、一連の組織再編成がなかったものとして、A 社株式の評価を行うことは可能であると考えられる。このような適格要件外しや形式的要件充足といった行為については、ヤフー事件、PGM 事件において否認されたことから今後実行されること

(117) 加藤・前掲注 (78) 244 頁。

(118) 最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 470 頁。

(119) 「ニュース特集 不振子会社の吸収合併に課税リスク、子会社整理の手法に大きな影響も 新たな 132 条の 2 適用事例の全容」T&A master883 号 4・9 頁 (2021)。

平川雄士「立法趣旨論再考—最判令 3.3.11 から近似の法 132 条の 2 による否認事例を考える。」租税研究 864 号 94-111 頁 (2021)。

は多くないと思われる。しかし、先の「第 1 節 3 適用場面」でとりあげた、「資産又は株式の無税による移転」や「株式評価の引下げ」など、課税軽減規定により課税を受けることがないことを利用して、法人税又は相続税の税負担を軽減する目的で行われる組織再編成も組織再編税制を濫用した場合に該当するものとする。

(3) 「不当」の判断基準

今村隆教授は、上記の最高裁判決は、濫用基準の不当を①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出するなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、「組織再編成を利用して税負担を減少させる意図」と「組織再編成の各規定の本来の趣旨・目的から逸脱する態様」の 2 つの観点から判断するとしている⁽¹²⁰⁾⁽¹²¹⁾と分析している。

考慮すべき事情とされた①行為・計算の不自然性と、②そのような行為を行う合理的な理由となる事業目的等の有無の 2 点について、最高裁判所判例解説は、経済合理性基準の具体的な内容に係る通説的見解とされている「行為・計算が異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合」に含まれている 2 つの要素を、組織再編成の場面に即して表現を修正し、特に重要な考慮事情として位置づ

(120) 今村・前掲注(77) 150 頁。

(121) 太田・前掲注(2)924-925 頁は、①行為又は計算が「不自然なものであるか」どうかと、②当該行為又は計算を行うことにつき「税負担の減少以外に」「合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」ということが考慮されるものとされているが、これは法人税法 132 条の 2 の不当減少要件が充足されるための必須の要件とされていないだけでなく、①と②とは当該行為又は計算が組織再編税制に係る規定を「濫用する」ものか否かを判断するための考慮事由の一つに過ぎないとされており、「濫用する」ものか否かは、最終的には、税負担を減少させる意図があるか否か及び組織再編税制に係る各規定の適用を受ける又は免れることがそれらの規定の本来の趣旨及び目的から逸脱するか否かという観点からなされるべきものとされていると述べている。

けたものであるといえようと述べている⁽¹²²⁾。そして、②のそのような行為を行うことの合理的な理由となる事業目的の有無について、「行為・計算の異常性の程度等と切り離して考え、租税回避以外の事業目的が『存在するか否か』』という考えではなく、「行為・計算の不自然さ（異常性・変則性）の程度との比較や税負担の減少目的と事業目的との主従関係等に鑑み、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の事業目的が存在するかどうかという点を考慮する考え方を採用する旨を明らかにするものと考えられよう」⁽¹²³⁾としている。

過去の相続税法 64 条 1 項の裁判例では、行為の目的よりも行為の経済的合理性が争点となっていた。一方、評価通達 6 項の裁判例においては、評価通達 6 項を適用する特別の事情があるか否かの判断において株式等の評価額を引き下げる行為の目的が、重要な要因となっていた。資産管理会社が、会社設立、増資、株式譲渡による議決権割合の操作等の株式評価額を引き下げる行為を行った目的として主張したのは、所得税の節税、事業承継、資産運用におけるリスク分散、安定株主工作などといった目的であった。しかし、相続開始の直前にそれらの行為が行われていること、相続税対策として行う旨の金融機関や税理士との相談実績などから、それらの目的があったとしても、税負担減少による直前にせまった相続税対策のほうの主たる目的であるとの認定がなされている。

山田氏は、評価通達 6 項適用の判断において、「経済合理性が欠如した行為を介在させて、意図的に租税負担を軽減させていること」を指摘するものを「租税回避型」の判断枠組みと分類している⁽¹²⁴⁾。この指摘は、相続税法 64 条 4 項の不当の判断基準における、①行為・計算の不自然性と②そのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他自由が存在するかどうかという考慮すべき事情に該当するものといえる。

(122) 徳地ほか・前掲注(114)107 頁。

(123) 徳地ほか・前掲注(114)108 - 109 頁。

(124) 山田・前掲注 (23) 210 頁。

よって、資産管理会社における同項を適用するための主張、立証の方法は、従来の評価通達 6 項におけるそれと変わらないといえることができる。

それらの事情を考慮した上で、濫用に該当するか判断をするのであるが、最高裁判所判例解説は、制度の濫用と評価するためには、租税回避の意図が要求され、この租税回避の意図は、客観的な事情から租税回避の意図があると認められれば足りると考えられ、前述の①及び②の考慮事情において、法人の行為・計算が不自然であり、かつ、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が存在しない場合は、租税回避の意図の存在を推認しうるのが通常であると解されると述べている⁽¹²⁵⁾。

4 適用の効果

(1) 引き直し計算

相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められた場合には、税務署長はその認めるところにより課税価格を計算することができる。この「引き直し計算」は、通常のあるべき行為ないし計算を想定して、この想定したものを課税客体として、これに税法を適用しようとするものである⁽¹²⁶⁾。この引き直しについては、田中治教授は、「置き換えるべき行為計算も置き換えられるべき行為計算も、同一の経済的価値を持つものというべき」とし、「同一の経済的価値を納税者が享受しながら、租税回避によって通常の税負担を軽減、排除することへの是正措置として、租税回避の否認が正当化される」⁽¹²⁷⁾とその理由を述べている。

しかし、過去の相続税法 64 条 1 項の適用の可否が争点となった裁判例において、否認の対象となった「置き換えるべき行為」は、相続税法 23 条（地上権及び永小作権の評価）を利用して土地の評価額を引き下げるため

(125) 徳地ほか・前掲注(114) 111 頁。

(126) 山田二郎「行為計算の否認規定の適用をめぐる諸問題」中川一郎編『杉村章三郎先生古稀祝賀税法論文集』356 頁（三晃社、1970）。

(127) 田中・前掲注(46) 227 頁。

の地上権設定、課税価格から控除される同法 13 条（債務控除）の適用を受ける過大な債務の創出といった行為であり、経済的価値が同一であると認められる行為が観念し得ないものであった。

組織再編成を利用した相続税対策も評価通達の定める評価方法を利用した株価引き下げを目的として行われることから、相続税法 64 条 4 項の対象となる行為も、同条 1 項と同様、経済的価値が同一であると認められる行為計算が観念しえないことが想定される。

（2）法人税法における引き直し

朝長税理士は、法人税法 132 条の 2 の適用にあたって、不自然・不合理な行為計算と自然かつ合理的な行為計算によって生じた課税関係との比較が行われるような場合には引き直しが行われるが、「租税回避を行うことのみを目的として組織再編成を行ったり、個別制度の要件に該当しないようにするためにのみ何らかの『行為又は計算』を行ったりしたというケースに関しては、『行為又は計算』の『引き直し』を行うということではなく、単にその『行為又は計算』が、ないものとして課税を行う、ということになります。」⁽¹²⁸⁾と述べている。

また、太田洋弁護士は、「IDCF 事件一審判決及び同控訴審判決（並びにそれらの結論を暗黙裡に前提として判示を行っている IDCF 事件最高裁判決）によって、…『行為』の否認には、④当事者が用いた私法上の法形式を課税上無視し、通常用いられる私法上の法形式に対応課税要件が充足されたものとして取り扱うという類型だけではなく、⑤一定の課税上の効果 X と結び付けられた事実行為 X を別の事実行為 Y に読み替えることや、当該事実行為 X が存在しなかったものとして取り扱うことまで含まれることが明らかになった。」と述べている⁽¹²⁹⁾。

過去の法人税法 132 条が適用された裁判例として東京高裁平成 18 年 6 月 29 日判決（税資 256 号順号 10440）は、「税務署長は、否認したファン

(128) 朝長英樹・前掲注 (97) 30-31 頁。

(129) 太田・前掲注(2) 934 頁。

ト取引すなわち・・・行為又は計算を『通常あるべき行為又は計算』すなわち『正常な行為又は計算』に引き直して納付すべき税額を計算しなければならぬものであるが、本件ファンド取引については、『正常な行為又は計算』を観念し得ないものというべきであるから、税務署長はファンド取引自体を否認しうるものというべきである。」と判示している。

過去の裁判例においては、「通常の行為又は計算」の引き直しを観念し得ない場合には、取引自体の存在の否認が容認されるとの判断がされているといえる。

(3) 相続税の裁判例における引き直し

相続税法 64 条 1 項の適用が認められた裁判において行われた引き直しの計算は、①同族会社が被相続人の土地の上に設定した地上権を否認し、賃借権があるものとして土地の評価を行う⁽¹³⁰⁾、②被相続人が同族会社の土地を時価よりも高額で購入した売買契約について、譲渡契約がなかったものとして課税価格を計算するという方法であった⁽¹³¹⁾。

相続税法 64 条 1 項においても、現実の法律関係を否認した上で、別の事実行為に読み替えることや、当該行為が存在しなかったものとして取り扱うことによる財産の評価及び課税価格の計算が認められているといえる。

このような引き直し計算は、所得税法 157 条においても認められており、所得税法 157 条による否認例のほとんどは、租税回避、すなわち、必ずしも納税義務者の選択した私法上の取引形式の引き直しではなく、納税義務者の選択した契約内容における賃料等の価額とその適正とされる価額との差額を明らかにし、後者に基づいて課税を行うというそうした適正所得算出のためにそれが適用されたケースであると言える⁽¹³²⁾。

過去の相続税法 64 条 1 項が適用された事件において否認の対象となっ

(130) 大阪高判裁平成 16 年 7 月 28 日税資 254 号順号 9708。

(131) 大阪地判平成 18 年 10 月 25 日税資 256 号順号 10552。

(132) 手塚貴大「行為計算否認規定を中心とした同族会社課税の諸問題（一）—判例の整理および理論の現状分析、そしてその展望—」広島法学 35 巻 1 号 65 頁（2011）。

た地上権の設定及び不動産の高額売買という行為は、相続税法 23 条又は同法 13 条の規定を利用して、相続税の課税価格を減額することを目的として行われた行為といえる。それらの行為は、相続税法 23 条及び同法 13 条の規定がなかったとしたら行われなかった行為であり、同一の経済効果を持つ行為又は正常な行為が観念し得ない行為であったと言える。

むしろ同条の本来の趣旨目的に反し利用した行為であるということができ、その行為がなかったものとして取り扱うことが適正な課税価格の計算として認められるものとする⁽¹³³⁾。

(4) 相続税法 64 条 4 項の場合の引き直し計算

税法上の課税減免規定の濫用による租税回避に関しては、その濫用自体が異常な行為であり、濫用せずにその適用を受けないのが正常な行為であると考えられることから、法人税法 132 条の 2 が適用された場合、必ずしも引き直し計算は必要がないという見解もある⁽¹³⁴⁾。

他方、資産管理会社の株式等の評価額を引き下げようとする組織再編成の行為が相続税法 64 条 4 項により否認された場合、どのように株式を評価すべきかが問題となる。財産評価特有の問題として、相続税法 22 条の時価との関係で、客観的な交換価値としての時価を上回るものではないこと、その株式は物納の対象となり得ることといった問題がある。

例えば、法人税法 132 条の 2 の適用が認められた事例において子会社間の欠損金の引継ぎが否認された親会社の株式が相続税の評価の対象となった場合、当該株式の評価においては子会社同士の欠損金の引継ぎがないものとして株式を再評価する方法が考えられる。問題となるのは、組織再編

(133) 増井教授は、『その認めるところ』という規定振りからみると、課税庁には、本件事案と異なる形で引き直しを行うことも可能であったように見える。たとえば、利用権の設定が一切なかったものに引き直したり、あるいは、建物の所有を目的とする地上権の設定があったものに引き直したりする、といったやり方である。」と述べている。(増井良啓「相続税法 64 条 1 項を適用した事例」ジュリ 1199 号 113 頁)。

(134) 「例えば租税減免規定の濫用による租税回避について、正常な行為又は計算は当該減免規定の適用を受けないことであり、正常な行為又は計算は 1 つに特定される。」(谷口勢津夫「租税回避の法的意義・評価とその否認」税法学 577 号 264 頁(2017))。

成により課税を受けることなく、親子会社間で財産や事業を移転することにより株式の評価が下げられた場合の引き直しの方法である。このように課税減免規定など、税法固有のルール（評価通達の定めを含む。）を適用する（回避する）がために、ある行為がなされたような場合は、正常な行為計算を観念し得ないケースに該当するものと考えられる⁽¹³⁵⁾。

このような場合には、規定の濫用がなかったものとして、すなわち、会社間の資産移転がなかったものとして評価する方法がとられるべきではないだろうか。組織再編成を行った資産管理会社においてこのような株式を評価額の引き直しを行うことは、「納税者が取得していない財産や取得した財産の客観的交換価値（時価）と異なる価格を課税価格として課税する」⁽¹³⁶⁾といった相続税事案において問題とされる引き直し計算の方法に該当しない方法であるといえる。

現行の同族会社の行為計算否認規定は、新たな課税要件を遡及的に生み出すことを課税庁に認めるものであって、租税法主義の規定からみると相当の問題があるとの見解もあることから⁽¹³⁷⁾相続税法 64 条 4 項が適用された場合における引き直し計算についても、事例ごとに慎重な検討が必要であると考ええる。

第 3 節 相続税法 64 条 4 項の具体的適用

相続税法64条4項の不当性の解釈を濫用基準と解すべきとするこれまでの検討を踏まえ、実際の適用場面において、どのように課税要件への当てはめ、

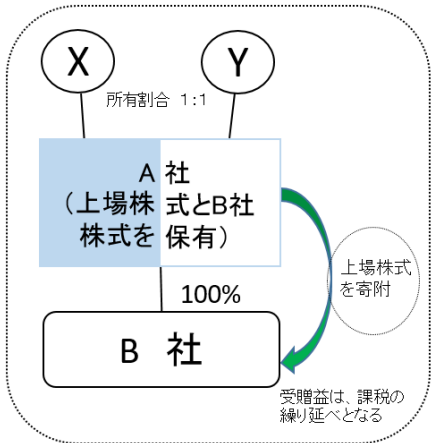
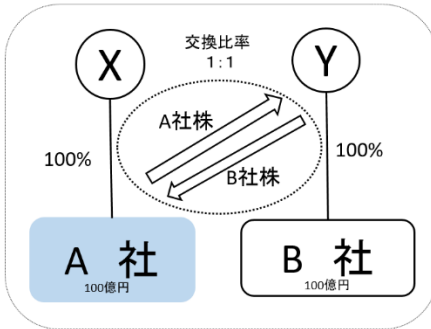
(135) 加藤・前掲注 (78) 257 頁。

(136) 大淵博義「相続税法 64 条により地上権を借地権として評価することの適否・低額な資本金組入れの場合の配当還元方式による評価の可否」TKC 税研情報 13 巻 2 号 13 頁(2004)。

(137) 田中・前掲注(46)228-229 頁。

不当性の判断を行うこととなるか、具体的な事例に当てはめて検討する。

1 事例の概要



① Xは相続開始1年前にA社を設立し、上場株式100億円を現物出資してA社株式100億円に変換した。

② 既存B社は、Xの子Yが代表を務める資産管理会社である。A社とB社は株式交換を行い、A社はYよりB社株式100億円を取得し、YはA社株式100億円の交付を受け、B社はA社の完全子会社となった。

A社の資産は、上場株式100億円、B社株式100億円の計200億円となった。

③ 株式交換の翌月にA社は上場株式100億円をB社に寄附し、A社の資産はB社株式100億円のみとなり、B社の資産は200億円となった。

④ ②及び③の数か月後Xは死亡し、Yは相続によりXからA社株式を取得した。その相続税評価額は50億円であった⁽¹³⁸⁾。

(138) 類似業種比準方式は、純資産額、配当金額、年利益価額及び類似する上場会社のそれらの平均値を基にして株式の価額を計算する方式である。B社の株式の評価方法が類似業種比準方式であることから、寄附によりB社の純資産額が200億円に増加したとしても、直にA社が保有するB社株式の評価額に反映されるわけではない。

本事例では、株式交換の規定（所法57の4、法令119⑩十）と完全支配関係にある法人間の寄附金の損金不算入（法法37②）・受贈益の益金不算入（法法25の2）の規定の適用により課税関係が生じることなく上場株式が移転され、その結果、A社株式の相続税評価額が著しく引き下げられている。

A社株式の評価額に著しい下落が生じた原因は、相続税申告においてA社株式を純資産価額方式により評価する際に、A社が保有するB社株式について類似業種比準方式が適用され、類似業種比準方式によってはB社に寄附された上場株式100億円が相続税評価額に直に反映されないことによるものである。

2 相続税法 64 条 4 項の要件へのあてはめ

まず、相続税法64条4項の対象となる行為は、「合併等を行った法人の行為又は計算」であり、その行為は組織再編成に関する行為に限らないものである。

A社及びB社は、株式交換を行なった法人であり、A社からB社への財産の寄附はその法人の行為にあたると言える。

次に、不当性要件の判断であるが、判断は、「租税回避の意図」及び「各規定の趣旨目的からの逸脱」の有無の観点からすることとなるが、その際には、行為又は計算の不自然性とそのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的の有無といった事情を重視することとなる。

① 租税回避の意図

株式交換及び上場株式の寄附が相続開始直前に急遽行われている。このような場合、納税者から、事業承継目的、敵対的買収対策としての安定株主政策などの目的の主張があっても、相続開始直前の行為であることを理由として相続税対策が主目的であると認定される傾向がある。

② 各規定の趣旨目的からの逸脱

- ・ 株式交換は、グループ会社の統一的運営の必要性を考慮し持株会社設

立を容易化するための制度で、税法の規定の趣旨はこれを阻害しないことにある。また、寄附金＝受贈益取引の損金・益金不算入規定の趣旨は、相続税の租税回避を防止しつつグループ法人内の円滑な経営資源配置を支援することにある⁽¹³⁹⁾。

- ・ そもそも個人株主による完全支配関係会社は、相続税・贈与税の租税回避防止のため、寄附金＝受贈益取引の損金・益金不算入の規定から除外されており、本事例はこの除外規定を回避するために株式交換が利用されたものと考えられる。
- ・ 事業目的、役員等を共通する 2 つの資産管理会社を設立する経済的合理性及び必要性は低く、資産管理会社は、事業会社に比べて現実に営利を目的として各々の特殊性を生かして事業活動を行っているとは認めがたい。特に相続開始直前に資産管理会社を 2 階建ての持株会社とすることは通常想定されない不自然な合理性のない行為であると認められるものとする。

上記のような事情を考慮すると、A社からB社に上場株式を移転する明確な事業目的や事業実態の主張が行われないとすれば、株式交換を行うことにより、法人による完全支配関係創出後に株式の寄附を行った行為の主たる目的は、株式交換等の規定を利用して相続開始の直前に相続財産の更なる圧縮を図ることにあると考えられる。そして、これらの一連の行為により、本来は適用されるべきでない損金・益金不算入の規定が適用され法人税が課税されず、さらに相続税が課税されることなくXからYに株式価値が移転している。よって一連の行為は、株式交換、寄附金・受贈益の損金・益金不算入の規定の趣旨を逸脱するものであり、相続税法64条4項の不当要件を満たし、同項の適用が認められるものとする。

(139) 神田・前掲注(6)418頁、財務省・前掲注(10)189頁参照。

3 引き直し計算

同項が適用された場合の引き直し方法としては、A社からB社への寄附を否認し、A社が上場株式100億円を所有しているものとして資産200億円の会社として評価通達の規定によりA社株式を評価し、YがXから相続したA社株式50%を100億円として課税価格を計算する方法が考えられる。A社及びB社のグループ一体としての価値はグループ内部の取引である寄附の前後で変動しないことから、当該計算方法は、グループ全体の価値を表象するA社株式の評価の計算方法として妥当なものと言える。

結びに代えて—今後の課題

法人税法 132 条の 2 の適用が認められた裁判例において、親会社が非上場会社であった場合を想定すれば、その親会社株式の相続又は贈与が問題となった場合、相続税法 64 条 4 項の適用可能性があるのではないかというのが、本研究の問題意識であった。そもそも、相続税の負担の減少は、金融機関等から被相続人が借り入れた資金により不動産を購入する、同族会社に出資するなど、相続税法 13 条の債務控除の規定及び評価通達の規定を利用して課税価格の減額を図るものが大半であり、債務を承継する相続人の保護、評価の安全性の確保といった、相続税法 13 条及び評価通達の規定を本来の趣旨とは異なる目的のために利用しているものと考えられる。言い換えれば、相続税法及び財産評価基本通達の趣旨目的に反しそれらを濫用しているものと考えられる。

そこで、本研究では、ヤフー事件最高裁判決における濫用基準の、相続税法 64 条への当てはめを行い、組織再編成を利用した株価引下げを行った過去の評価通達 6 項が適用された事案については、相続税法 64 条 4 項の適用が可能であったとの結論に達したものである。

しかし、検討すべき事項はまだ残されている。例えば、相続税法 64 条 4 項の適用類型、組織再編成時における所得税法 157 条 4 項の行為計算否認との関係など整理できていない論点が多い。また、評価通達 6 項が税法における一般否認規定にあたるものであると考え、個別否認規定にあたる、無税による資産移転に対する評価通達の規定が必要なのではないだろうか。これらについては、今後の課題として考えていくこととしたい。